

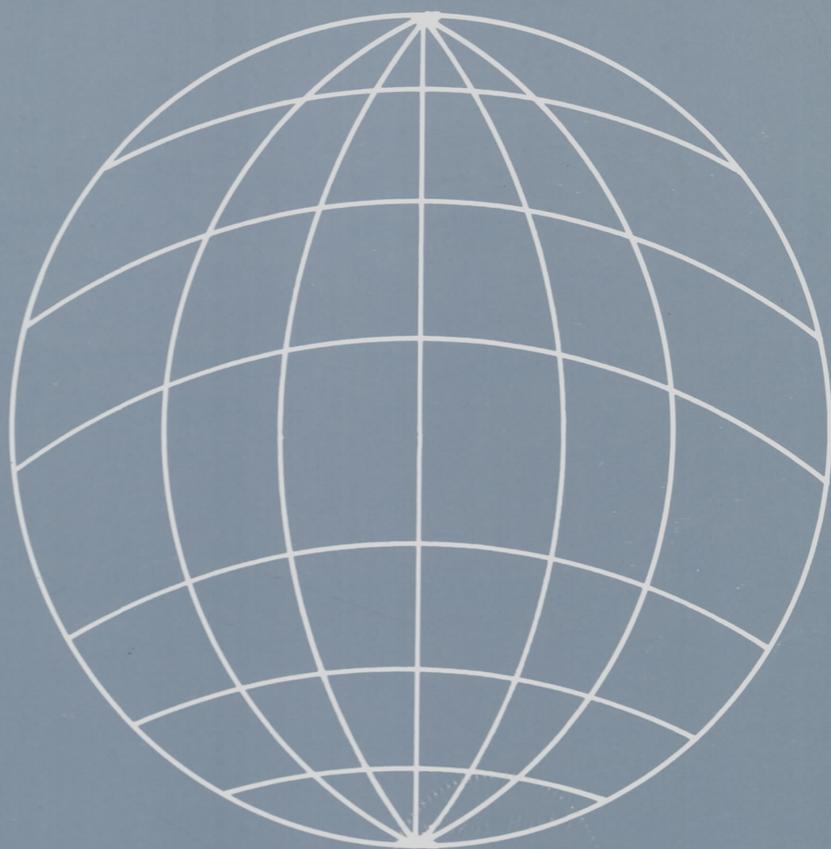
# 海外社会保障情報

---

No. 77

---

December 1986



社会保障研究所

## スウェーデンの公的扶助制度について(2)

城 戸 喜 子

(社会保障研究所主任研究員)

(前号よりつづく)

### 3. 中央政府による公的扶助実施 の具体的指針

#### 1. 公的扶助実施に関する中央政府の勸告書

スウェーデンに於ける公的扶助の歴史を辿れば分かるように、その制度の責任と権限とは各教区からコミュニティに移譲されたものであり、もともとコミュニティの裁量に関わるところが大きかった。又、前述のように社会サービス法は公的扶助を含む社会サービス全体について、コミュニティによる大幅な自主行政権及び責任を定めており、単なる枠組法の性格が強い。従って、公的扶助の根拠法は社会サービス法であるが、その具体的実施基準—例えば最低生活費や扶助基準—や細部についての規程は含んでいない。そのため中央政府は、Social Bidrag (直訳は社会給付あるいは社会手当、内容的には公的扶助) という題名の、細目にかんする指針・勸告書を公刊しコミュニティがなるべくそれに従うことを期待している。

別表は同書の目次を翻訳したものであり、<sup>7)</sup>同書がどのような構成を成しどのような内容であるかを示すものである。それを見ると、先ず最低生活費がどのように算出され規定されるかが示され、続いて公的扶助の基準を定める為にどのような項目が含まれ、どのような配慮が為されるか、さらに加算項目についての指針も示されている。特に家賃と埋葬費の為の公的扶助に関する規定が加えられている。更に所得・資産に関する収入認定の問題が続き、その後支払期日や公的扶助請求権に関する指針が書かれている。

又、スウェーデンに於ける公的扶助はアメリカに於けるようなカテゴリー別のものではないが、受給者をグループ別に分け、対象グループごとに公的扶助の問題を扱っている部分もある。その中でアルコール・麻薬依存症者は特別の配慮とサービスを必要とするものとして、別章が設けられている。更に、他の福祉分野との関連や責任分担についての考え方も重要であろう。例えば、医療部門との境界領域にある問題の責任範囲の定め方や、犯罪者の更生福祉との同様な問題に関する中央政府の指針が述べ

られている。そして最後に公的扶助に関する情報の入手方法や、請求から支給までの手続き・プロセス、及び給付返還請求の要件等が扱われている。この部分では異義申し立てや不正支給の問題が日本でも注目されると思われる。

ところでスウェーデンに於いては、後述のように公的扶助の費用は権限や責任の大きさに比例して全額コミューンによって賄われるが、難民等々に対する公的扶助は逆に全額国家によって負担される。その問題については付録の前で簡単に触れられている。又、付録は四つの部分から成っており、最初の二つの付録は最低生活費と扶助基準に関するもの、三つ目は幾つかの給付の支給例、四つ目が難民とその他の外国人受け入れの為の国家補償に関する法律の要旨と序文である。

以上が中央政府による指針・案内書 Social Bidrag の目次から推測される同書の内容であるが、やや詳しく正確な要約については別の機会に譲りたい。以下では最低生活費や扶助基準がどのように決められるか大まかな考え方を紹介し、併せて加算の指針についても簡単に触れることとする。

## 2. 物価水準、社会保険基礎額と扶助基準 ・加算の指針

社会サービス法は扶助基準についてまで規定しているわけではない。そのため扶助基準は各コミューンの定めることとなるが、甚だしい地域格差を避ける為に中央政府は上記の Social Bidrag に於いて扶助基準の指針や最低生活費の算出方法を示して

いる。それによると扶助基準は社会保険一年金保険一の基礎額に基づき、単身者はその98.1%、子供はその41.7%というように決められる。ここで言われている基礎額とは1958年の付加年金導入時に決められたものであり、1957年の所得水準を考慮して、1957年価格で4000スウェーデン・クローネ（年額）とされた。同国の年金制度は後述のように、一律定額給付の基礎年金と稼働時の報酬に比例する付加年金給付の二階建制であるが、基礎年金は単身者の場合に基礎額の95%、夫婦の場合に基礎額の155%、付加年金は基礎額の7.5倍を上限とする範囲内で報酬に比例して支払われるというように、基礎額は年金給付額計算の尺度（単位）として用いられるものである。又それは同時に、消費者物価が3%以上騰貴した場合に引き上げると定められ、1981年末までその方式が続けられて来た。しかし第一次石油危機を契機とする経済停滞の中で、1930年代以降政権の座にあった社会民主党から保守党への政権交代に伴い福祉制度の見直しの一環として、痛みを共に分かち合い高齢者も負担を分担するという意味をもたせ、基礎額の改定は年一回と変更され今日に至っている。

表 1.1はその基礎額とその年間増加率とを、1960年から1985年に至るまで記したものである。因みに1982年における基礎額が、平均賃金に対してどの位の割合になるかを示しておいた。それによると、基礎額自体はそれ程大きな額とは言えない。従って基礎年金のみの受給者にたいしては割増年金が追加的に支給され、公的扶助給付額を下

(別表)

Social Bidrag (社会手当 = 公的扶助)

目次	原書頁
はじめに .....	7
前書き .....	9
適正な生活水準 .....	11
適正な生活水準と社会扶助の基準 .....	13
生活費の基準 .....	16
消費庁による世帯別生活費 .....	17
適正な生活水準に対する政府の見解 .....	19
社会扶助 (S A) の水準 .....	22
長期基準, 短期基準, および均一基準 .....	22
児童手当と生計費立替え .....	24
児童・青少年年齢階層別基準 .....	26
何が社会扶助の基準に含まれるべきか .....	28
消費庁推計の利用と生存最低限のための標準額 .....	29
基準以外に何を加算すべきか .....	33
家賃のための社会扶助 .....	39
家賃 .....	39
契約解除の通告 .....	40
立ちのき .....	41
その他の負債のための社会扶助 .....	42
埋葬費のための社会扶助 .....	44
どの種の所得と資産を収入と認定すべきか .....	46
配偶者および夫婦のための社会扶助 .....	49
社会扶助の支払期日 .....	53
移転の際の社会扶助 .....	54
地元コミュニティ以外のコミュニティにいる場合の社会扶助 .....	56
地元コミュニティ .....	56
旅先または訪問先において .....	56
病院, 療養所, ケアホーム (vårdhem) において .....	58
hem för vard, 自宅居住あるいは家庭ホームにおいて .....	58
生存最低限のための社会扶助 .....	62

社会扶助を受ける権利の要求	65
法律番号6 § Solによる扶助を超えた社会扶助	68
その他の方法によってもニードは満される	70
労働または教育	70
社会保険給付	71
様々なグループに対する社会扶助	73
障害者	73
青少年	74
失業者	76
学生	79
移民	81
自営業主	85
兵役者	86
アルコール・麻薬乱用等に対する社会扶助	87
他の福祉分野との関連における社会福祉委員会の最終責任	92
医療部門の責任	92
心理療法等への社会扶助	95
労働・滞在許可のない人々への医療給付	98
犯罪更正福祉の責任	98
社会扶助に関する情報	100
適用に向けての正式の請求	102
手続き開始と決定	102
待機期間	102
社会扶助の支給形式	104
異議	105
実施	105
社会扶助の適用方法	107
基準が雇用に影響を与える	107
総合性の視点－全体像なのか運用方法なのか	108
社会扶助適用の様々なモデル	108
SOFT(社会保険補足)による適用	109
特別の経済グループ	110
情報グループ	111
要約	111

## 論文

社会扶助の返還 .....	114
一般原則 .....	114
返還請求の保障 .....	115
補償 .....	116
免除 .....	117
間違っただ理由で支払われた社会扶助 .....	118
難民等々に対する社会扶助への国家補償 .....	119
付録	
1. 消費庁の九つの予算項目と社会庁の補足に 入っている項目の記述及び消費庁の計算を利用する際の注意 .....	121
2. 住居費の基準 .....	127
3. 幾つかの扶助と給付のリスト .....	129
4. 難民とその他の外国人受入れのための 国家補償に関する要旨と序文 SFS 1984 : 683 .....	131
索引 .....	134

廻らないようにしている。また公的扶助の場合にも、基礎額のどの位の割合にするかについてはコミューン毎に相違があり、コミューンによっては100%を越える場合もある。更に、基礎額の一定割合として定められた扶助基準の上に各種加算が追加されるので、必ずしも基礎額に近い低額の給付に留まっているわけではない。しかし各種加算の場合も、どのような項目を加算するかは各コミューンに最終決定権がある為に、やはり地域間格を生じ易い。それ故、中央政府は各種加算についても基準として家賃、組合費及び交通費の三項目を掲げ、各コミューンの指針としている。

ところで表 1.1によると、基礎額の増加率は1960年代よりも1970年代前半から1980年代初めにかけての方が概して大きく、最

近年やや鎮静化の方向にある。即ちそれだけ1970年代前半から後の時代の方が物価上昇率が大きかったと言えよう。それでは、基礎額は消費者物価指数の上昇と比較してそれと平行的に増大して来たであろうか。表 1.2は1949=100とする消費者物価指数と、1980=100とする消費者物価指数とをリンクした後でその一連の指数を1960=100に換算し、それを基礎額についても1960=100として指数化したものと比較している。同表によると、1960年代には両指数はほぼ同水準にあるが、1970年代に入ってから徐々に基礎額の増大が遅れ初め、1980年代になると両者の格差は一層増大している。1985年における消費者物価指数がどの位であるかは未だ分からないが、同年における基礎額は略1984年における消費者物価指数

表1.1 国民保険におとる基礎額とその年間増加率

年	基礎額	年間増加率
1960	4,200	
1961	4,300	2.4
1962	4,500	4.7
1963	4,700	4.4
1964	4,800	2.1
1965	5,000	4.2
1966	5,300	6.0
1967	5,500	3.8
1968	5,700	3.6
1969	5,800	1.8
1970	6,000	3.4
1971	6,400	6.7
1972	7,100	10.9
1973	7,300	2.8
1974	8,100	11.0
1975	9,000	11.1
1976	9,700	7.8
1977	10,700	10.3
1978	11,800	10.3
1979	13,100	11.0
1980	13,900	6.1
1981	16,100	15.8
1982	17,800*	10.6
1983	19,400	9.0
1984	20,300	4.6
1985	21,800	7.4

注 \*印は対平均賃金で25.71%

資料出所：1960-78はÅke Elmer, Social Politik, 1975 それ以降はSCB, Statistisk Årsbok, 1986

と同水準である。即ち、現時点に於ける基礎額の水準は、消費者物価の上昇に比べて略一年間の遅れを持っているということになる。

表1.2 基礎額と価格指数の比較 (1960=100)

年	消費者物価指数	基礎額
1960	100.0	100.0
1961	102.5	102.4
1962	106.9	107.1
1963	110.1	111.9
1964	113.8	114.3
1965	119.5	119.0
1966	127.0	126.2
1967	132.7	131.0
1968	135.2	135.7
1969	139.0	138.1
1970	148.4	142.9
1971	159.7	152.4
1972	169.2	169.0
1973	180.5	173.8
1974	198.7	192.9
1975	218.2	214.3
1976	240.3	231.0
1977	267.9	254.8
1978	295.0	281.0
1979	315.7	311.9
1980	359.1	331.0
1981	402.5	383.3
1982	437.1	423.8
1983	476.1	461.9
1984	514.5	483.3
1985		519.0

資料：SCB, Statistisk Årsbok

#### 4. ストックホルム市第17福祉地区に於ける公的扶助行政<sup>8)</sup>

##### 1. 第17福祉地区の特徴と同地区福祉事務所の行政機構

1982年執行の社会サービス法下では、住

民の社会サービスへの近接性、及び住民と行政との密接な連携を図って、各コミュニオンを更に幾つかの福祉地区に細分割し、その福祉地区毎に社会福祉委員会と社会福祉事務所とを設置出来ることとなったが、前者はコミュニオンの立法機関に、後者は行政機関に対応する。従って、社会サービス法下にある各種社会サービスの実施状況を知るためには、各福祉地区の福祉事務所に於ける実態を調査する必要がある。そこで以下では、今回我々が現地調査に当たったストックホルム市第17福祉地区の福祉事務所に於ける社会サービス行政機構全体について概略を述べた後で、同事務所に於ける公的扶助実施の状況を簡単に報告したい。

ストックホルム市はスウェーデンの首都であり、そこには約65万人の人が住んでいる。他方、同市には18の福祉地区が設定されているから、1福祉地区当たりの人口は平均約3万6千人ということになる。我々が訪問した第17福祉地区は同市の中心、地下鉄中央駅付近から北西に約12kmの距離に位置し、Kista, Husby, Akalla という三つのニュータウンを含む地域である。同地区の人口は約2万6千人、平均的な福祉地区の人口より少なく又、人口構成上の一つの特色として若い層の割合が相対的におおきい。即ちストックホルム市全体の65歳以上人口比が21.4%であるのに対し、同地区のそれは11.3%であり、全市の0~19歳人口は17.2%であるのに対し、同地区のそれは29.3%である。その理由は、同地区がスウェーデンのシリコンバレーと呼ばれるようなエレクトロニクス産業の中心地であ

り、新興住宅地区を含んでいるためである。人口構成上のもう一つの特色は移民の多いことであるが、それも企業群と住宅地区の両者を含んだニュータウン地域のためである。

各福祉地区には社会福祉委員会と社会福祉事務所とが存在し、それぞれの区域内に於ける事項の決定権を持ち、事務職員の採用も独自に行う。第17地区の福祉事務所の組織機構としては、児童福祉（保育所、家庭内保育、学童保育）部、ホーム・サービス（老人福祉）部、ソーシャル・ケア（生活保護、アルコール・麻薬中毒）部、及び総務部の四つの部から成っており、それぞれ1,120人、255人、40人及び55人の合計約1,500人（非常勤職員を含む）の職員を擁している。この職員総数1,500人の対地区人口比は5.8%であり、福祉関係公務員数は非常に多いことになる。また同福祉事務所の財政規模は1986財政年度予算で年額3.4億クローネであり、そのうち65.7%が児童福祉関係費に、17.8%がホーム・サービス費に、11.7%が個人・家族援助費（内9%が公的扶助費）に4.6%が事務費に、その他に0.2%が用いられている。これらの支出の財源は、コミュニオン（市）税が60%、国庫補助金が30%、その他が10%である。

## 2. 第17福祉地区における公的扶助行政

同地区の1984年に於ける公的扶助受給者総数は3,500人であり、対地区人口比に直すと14%となる。因みに、ストックホルム市全体の同年に於ける公的扶助受給者総数

は55,200人、対人口比に直すと9%である。同地区に於ける扶助率が市全体のそれよりも高い理由は、移民が多い為であると思われる。又、同市全体の同年に於ける公的扶助受給者を世帯類型別に区分すると、独身男性が全受給者の47%、独身女性（子供無し）が同じく24%、独身女性（子供有り）が15%、夫婦（子供無し）が10%、夫婦が4%である。

公的扶助の受給手続きは、先ず電話による相談から始まる。そして電話による受付の際に、緊急の場合を除き約1週間後の面接が設定される。面接時には別紙申請書への記入とその提出が要求され、その後4～7日間に支給の可否と給付額とが決定される。この間に審査がなされるが、書面審査が殆どであり社会保険関係についてのみ電話による照会が行われる。尚、金融機関や雇用先に対する調査は禁止されている。

給付は大きく二つの種類に分けられ、3カ月程度の短期給付とそれ以外の長期給付となっている。前者の支給対象は、疾病手当、収入の不足している者、育児の為に稼働不可能な者等自立に努力していると認められる者に限られ、支給のシステムが簡略化されている。後者の支給対象は、職業を選り好みして就業しない者、精神科の外来で治療中の者、その他長期間にわたり支給の必要な者であり、詳細な検討を要するものとして家庭調査等を通じて問題点の調査が行われる。尚、受給者の約三分の一が短期給付を、残りの約三分の二が長期給付受給者である。

恥辱感、個人生活への介入、及び許容限

度等の側面から日本に於いても問題とされる資産の取り扱いについては、次のようになっている。即ち、手持ち現金はケース毎の処理によるが、原則は若干ならば認めるといものである。特に年金受給者の場合には、葬儀代を勘案して数千クローネということになっている。自動車は仕事に必要と認められれば、保有可能である。家賃・土地の保有は短期給付ならば保有可能、しかし長期給付の場合には審査委員会によって可否が決定される。日本で問題となっている生命保険は殆ど加入者がいない。これはスウェーデンに於ける公的な所得保障制度と、医療保障制度の充実によろう。

勤労控除は100クローネ程度を認めていたこともあるが、現時点では無い。

日本の公的扶助制度に於いて自立の原則から対処の困難な精神障害者の処遇については同国の場合、医療保障の分野で処理すべき問題として特別の対応をしていない。日本に於いて精神障害者の社会復帰問題と境界を接するブラブラ・ケースへの対処は、同国の場合には殆ど該当者がいないとのことである。即ち、職業安定所で求職の申請をしている証明があれば、支給している。又、不正受給のケースも殆どない。何故ならば、公的扶助の申請者は申請書に宣誓をすることになっているからである。しかしもし不正が発覚した場合には、社会福祉委員会に於いて刑事事件として告発するかどうか決定する。そして告発した場合には裁判所による判決に任せ、公的扶助の支給は継続する。即ち司法の領域にある問題として、行政に決定権を認めない。

## 論文

ソーシャル・ワーカーの資格と役割については次のように説明があった。即ち、ソーシャル・ワーカーは高等学校卒業後3.5年の専門単科大学（そのうち一年は実習）の卒業生であり、その他に助手として一般大学の卒業生がいる。後者も専門職として処遇されているが、その殆どは女性である。その理由は大学卒の男性は、より良い条件の職につけるからであると言う。ソーシャル・ワーカーの業務分担は経済給付（公的扶助）担当、家庭担当（13歳未満の子供のいる家庭に限り、13～20歳の子供のいる家庭には別に特別担当官がつく。）、麻薬・アルコール依存症（成人のみ）担当となっている。公的扶助担当官の指導に従わない者に対する給付を停止・廃止することは禁止されている。但し生存水準まで給付を下げて良い。この場合には一日34クローネ即ち食費代だけとなる。

上述のように、公的扶助の給付は3カ月以内の短期給付と長期給付とに分けられ、前者の支払システムを簡略化するためにSOFT（Social Försäkring Tilläg 社会保険補足<sup>9)</sup>）と呼ばれる特別の係が置かれている。同係では、ソーシャル・ワーカーでなく4人の事務職員が300ケースを担当しているが、それらのケースは申請時の面接で短期給付と判断され1回目の支給が既に行われた後のものばかりである。即ち、2回目の支給から同係で極めて事務的に支給を行うシステムになっている。

この短期給付の受給者について1984年1月の記録を見ると、公的扶助受給理由の主なものには失業者が24.7%（内スウェーデン

語を習得中の移民は11.5%）、スウェーデン年金の無い者が21.1%、低額の教育補助金受給者が13.2%、低所得者が10.1%となっている。ストックホルム市には全国平均よりも相対的に多くの移民が移住し、特に第17福祉地区に多いことから無年金者の中には相当数の老齢の移民がいるのではないかと思われる。というのは、スウェーデンの年金制度は非常に充実していて、市民権と居住要件さえ満たせば公的扶助基準を下回らない給付を受給できるようになっており、この要件を満たせない主として老齢の移民が上述のグループに多く含まれていると想像されるからである。又、その後の二つのグループ中にも恐らくかなりの移民が含まれていると思われる。従って、失業者中の移民を加えた全受給者中の割合はかなり高く、同年に於ける全市平均の29.6%を上廻っているものと推測される。

又、短期受給者を世帯類型別に区分すると、独身男性が全体の14.6%、独身女性（子供無し）が同じく25.6%、独身女性（子供有り）が23.2%、夫婦（子供無し）が9.8%、夫婦（子供有り）が26.8%となり、ストックホルム市全体の場合に比べ独身男性の割合が非常に少なく市全体のその三分の一以下、逆に独身女性（子供有り）の割合と夫婦（子供有り）の割合が市全体のそれらよりかなり大きく、特に後者の割合は市全体のその6倍に及んでいる。独身女性（子供無し）と夫婦（子供無し）の割合は、市全体のばあいに比して大きな差が無い。独身男性の割合が同地区の短期給付で相対的により小さいのは、地区の性格

の所為か独身男性の受給者に問題のあるケースが多い所為かどちらの理由によるか明瞭でない。独身女性（子供有り）と夫婦（子供有り）の割合が同地区の短期給付で相対的に大きいのは、同地区に保育所が不足していることやこれらの世帯は自立に努力している場合が多い等の理由によるものと思われる。

以上、首都ストックホルムの一福祉地区を例としてスウェーデンに於ける公的扶助の実施状況を見て来たが、次章では全国レベルに於ける公的扶助受給者と費用の現状を見ることにする。

## II. 公的扶助受給者（世帯）の状況及び費用の規模

### 1. 公的扶助の受給者（世帯）—絶対数、受給率、及びその構成

#### 1. 受給者数及び受給率の推移と失業率との関係

表 2.1は公的扶助の受給者数と受給率（1千人対）との第二次大戦以降、最近年に至るまでの推移を中心に、受給件数及び失業率についても、資料の得られる限り遡って辿ったものである。公的扶助制度が最低生活を保障する最後の砦——稼働所得にも他のどのような所得保障制度にも頼り得ない場合に個人の生活を守るもの——であることを考慮して、失業率の動きも併記しその受給率との関連を見られるようにしてある。

先ず受給者数の推移を絶対数で見ると、

終戦時1945年の約41万人から1951年の約29万人まで一気に減少した後、6年から8年の間隔で増減を繰り返しながら1972年には約52万人というそれ迄の最高水準に達している。やや詳細に見ると受給者数は、1945-47年という特別の時期を除き1960年代の後半に至るまでの20年間、30万人台の前半がピークであったのに対し、1968年以後最近年の1985年に至る迄の18年間では、受給者数が35万人を割ったのは1980年の34万人ただ一回である。即ち戦後の約40年間のうち最初の2-3年を除き、前半よりも後半の期間に全体として受給者が多いということである。これは勿論、人口増加—特に60年代の経済好況期に始まる移民の増大—の影響もある。従って、人口1千人対で標準化した受給率の推移を観察する必要がある。ただ、その前に1970年代前半以降、二回の石油危機とその結果としての約十年に亘る世界的経済調整の時期を含む最近年1985年までの、受給者の絶対数も見ておかなければならない。

ところで我々の予想に反し、受給者は絶対数で見ると第一次石油危機の前年である1972年を境に、1980年まで一気に減少し続ける。又、1980年以後は増加の一途を辿り、特に1982年から84年にかけての増加が大きく（対前年増加率は、それぞれ23.3%、9.5%、10.4%）、1985年にはついに約55万人の受給者が記録されるに至った。受給者の同様に大幅な増加が見られるのは、1968年から1971年にかけての4年間であり（対前年増加率は順に、11.3%、8.4%、14.6%、15.7%）、1972年には前述のように受

表2.1 公的扶助受給率と失業率

	(1) 受給者数	(2) 受給率(%)	(3) 受給件数	(4) 失業率(%)
1945	409,533	6.2	} NA	
1946	385,856	5.8		
1947	377,692	5.6		
1948	302,570	4.4		
1949	284,954	4.1	144,814	
1950	293,239	4.2	147,525	
1951	293,087	4.2	147,787	
1952	298,098	4.2	152,438	
1953	312,941	4.4	158,088	
1954	306,586	4.3	152,384	
1955	274,917	3.8	135,266	
1956	287,215	3.9	137,749	
1957	314,555	4.3	148,877	
1958	328,937	4.4	156,400	
1959	326,792	4.4	155,543	
1960	301,962	4.0	143,304	1.8
1961	282,813	3.8	136,506	1.5
1962	281,573	3.7	136,314	1.5
1963	269,652	3.6	131,866	1.7
1964	266,783	3.5	129,906	1.5
1965	275,555	3.6	136,439	1.2
1966	298,311	3.8	149,173	1.5
1967	322,033	4.1	163,946	2.0
1968	358,321	4.5	182,510	2.3
1969	388,201	4.9	195,815	1.9
1970	444,930	5.6	222,017	1.5
1971	514,613	6.3	250,233	2.5
1972	520,552	6.4	251,958	2.7
1973	489,763	6.0	244,589	2.5
1974	436,375	5.3	220,901	2.0
1975	417,733	5.1	213,717	1.6
1976	391,792	4.8	206,195	1.6
1977	376,602	4.6	199,282	1.8
1978	373,079	4.5	197,562	2.2
1979	353,703	4.3	185,578	2.1
1980	343,329	4.1	178,366	2.0
1981	351,780	4.2	182,970	2.5
1982	433,578	5.2	228,413	3.1
1983	474,657	5.7	252,303	3.5
1984	*524,000	6.0	**275,789	3.1
1985	*550,000	6.6*	*280,000	

出典：1945～53, Statistisk Årsbok för Sverige, 1954 1954～1983, Soicalvården, 各年  
1984の受給率, Socialstyrelsen Meddelan  
deblad Nr, 48/85, NOV. 1985

1985, 在スウェーデン日本大使館渡辺書記  
官によるヒアリング

OECD, Labor Force Statistics, 各年

- 注 ① \*印は渡辺氏によるヒアリング  
② \*\*印は国家による難民への給付を含む。  
③ 失業率は1969年まで2, 5, 8, 11月の  
4カ月平均。それ以降は12カ月平均。

給者は約52万人に上った。ただ、この時期  
の受給者数（及び後述の受給率）の増大原  
因は、一番ヶ瀬康子教授によると移民の増  
加<sup>10)</sup>や扶助基準の上昇にあり、ひと通りの説  
明がなされている。他方、最近年の受給者  
（及び後述の受給率）増加の原因は、失業  
の増大と実質賃金の伸び悩みあるいは低下  
にあると推測されているものの、現在まで  
のところ明確な結論は出されていない<sup>11)</sup>。本  
報告では失業率については触れるが、実質  
賃金の問題については別の機会に譲りたい<sup>12)</sup>。

続いて、人口千人対で標準化された受給  
率の欄を観察すると、同様に1945-47年を  
除く次の約20年間に亘り1960年代の後半ま  
で、40前後を中心に短期的で小幅な上下の  
動きを繰り返しながら、ほぼその中心的水  
準を保っていることが分かる。しかし、そ  
の後の約5年間1970年代の前半までは、受  
給率が50前後から60代の半ばへと急上昇し、  
1972年にはピークに達しており、絶対数の  
動きと平行している。即ち人口増加と同じ  
速度で低所得層の増大があった。言い換え  
ると、人口は移民中心であったということが  
想像される。この点については後に確認

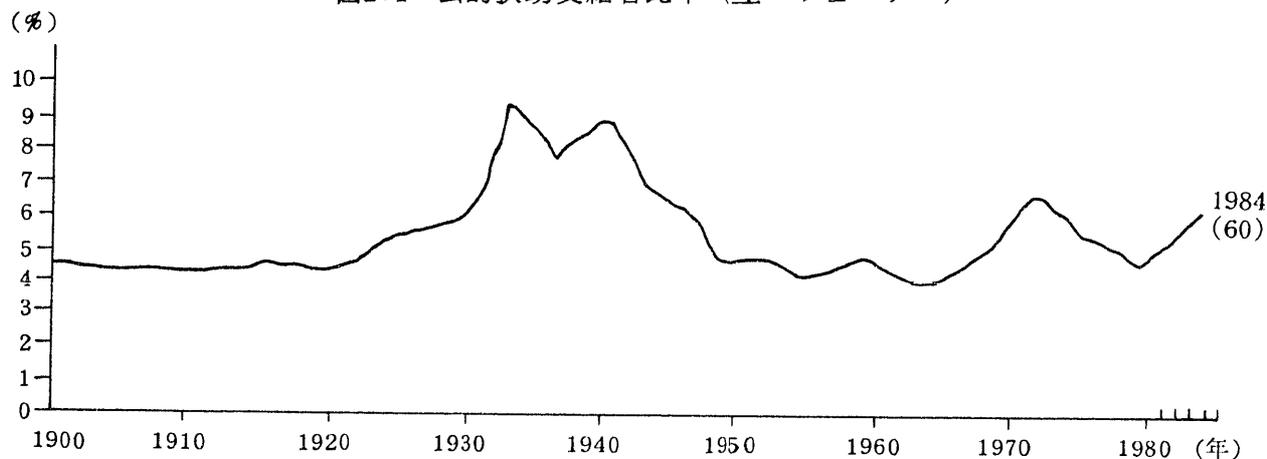
したい。更に1980年まで受給率が低下し続け、それ以降1985年まで急激に上昇し続ける動きも、絶対数の割合と同じである。最近年の1985年に於ける受給率は66と、終戦年の1945年に於けるよりも高い。1980年代に入ってからの一とくに最近3～4年の一受給率の急激な上昇原因については、絶対数の推移のところでも述べたように未だ定説が無く、スウェーデン政府は最近になって原因究明のための調査委員会を発足させた<sup>13)</sup>と聞いている。本報告では前途のように、失業率に関する一通りの検討を予定している。

ところで表2.1では受給者数と受給率との1945年以降の時系列を示しているが、J. ナセニウスの未公開論文“Swedish Social Policy in Adverse Economic Climate”には、受給率の1900年以降1980年代初めまでの推移が図示されているので、1984年までの数値を書き加え図2.1として掲げておいた。同図によると、1929年に始まる世界

的大恐慌の少し以前から第二次対戦直後の1940年代終りにかけて一つの大きな山があり、その後1960年代の半ばまで小さな上下運動を繰り返しながら緩やかな低下傾向を示し、それ以後再び急上昇—しかし大恐慌の時程激しくない—を経て中程度の山を作った後に、1960年代半ばの低水準にまでは戻らず再度1980年以來、中程度の急上昇を継続している。

しかし1900年～1984年という超長期の全期間を通じて見ると、受給率は凡そのところ4～6%の範囲内において上下運動を繰り返す、一定水準を推移しているように思われる。このことは国民経済の長期的拡大による生活水準の向上、ケインズ理論を基礎とする経済・雇用政策の採択、並びに1930年代からスウェーデンに於いて本格的に始められ第二次大戦後に著しく充実された福祉制度の存在が貧困の除去に部分的な効果は別として大きく作用しなかったのではないかという疑念を抱かせ得る。しかしそ

図2.1 公的扶助受給者比率（全スウェーデン）



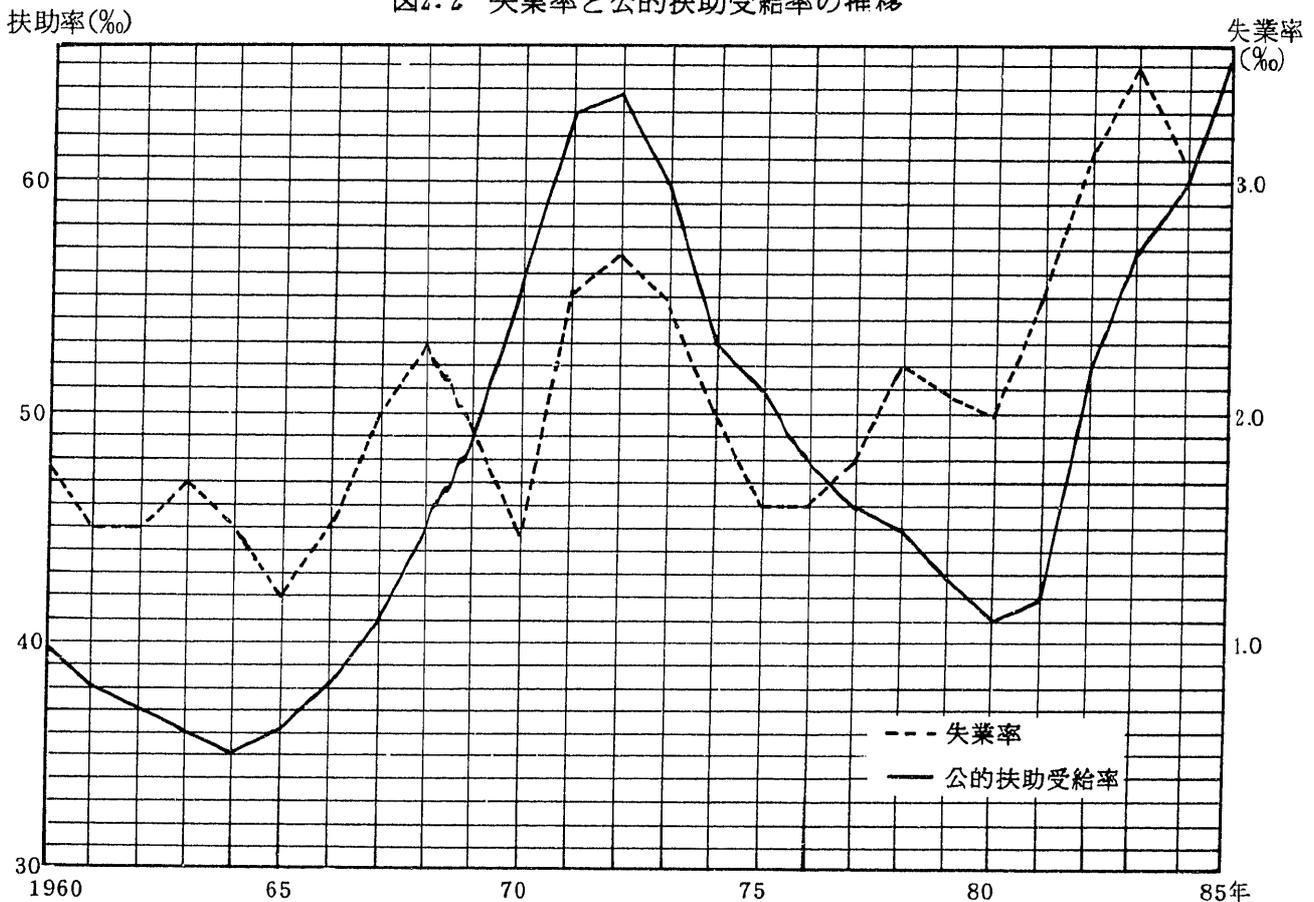
Source: Statistiska centralbyrån (SCB), J. Nasenius, "Swedish Social Policy in Adverse Economic Climate," 未公開論文

の疑念は否定されるべきである。というのは、貧困の内容あるいは最低生活水準の規定方法が、時代によって特に第二次大戦前と近年とは全く異なっているからである。即ち救貧法が有効であった時代には、絶対的貧困が問題であったのに対し、現代では相対的貧困が問題である点に決定的な相違がある。従って現代に於いては、相対的に見て社会の最下層にある何%かの人々が常に公的扶助を受ける立場に成り得る。また、扶助基準や最低生活費の中に含まれる項目自体も時代によって変化し、その結果として各時代に於ける扶助基準以下の人々や扶助受給者の生活内容を比較した場合に、当然のこととして相違が生ずる。このような

理由から、受給率が超長期に亘ってほぼ一定水準を推移していることに対する上記の疑念は明確に否定されねばならない。

むしろ中期的及び短期的な扶助率の上昇にこそ、上記の疑念が向けらるべきである。1930年代の大恐慌期に於ける扶助率の上昇は、ケインズ政策の登場や同じ頃本格的に展開され始めたスウェーデンに於ける福祉の諸制度によって克服され、更に引き続く国民経済の順調な発展に助けられ、1960年代の半ばまで趨勢として下降している。この時期までは確かに、経済政策と福祉制度の成功であったと言えよう。又、1960年代後半から1970年代前半にかけての扶助率上昇が、前期のように移民の流入増大と扶助

図2.2 失業率と公的扶助受給率の推移



出典：Statistisk Årsbok, 各年 Socialvården, 各年

基準の上昇によるとすれば、これも経済政策や福祉制度の大きな責任とすることは出来ない。移民の語学・技術教育による雇用効果を期待すべきである。福祉の制度に多少責任があったとすれば、それは適正な扶助基準とは何かという問題にすぎない。

しかし、1980年以降の扶助率の上昇についてはどのように考えるべきであろうか。今回の扶助率上昇の理由としては、くり返しになるが失業率の増大と実質賃金の伸び悩みあるいは低下が可能性として指摘され得る。以下では表2.1に於ける扶助率の推移と失業率の動きとの関連を観察するに留め、失業者の構成、特色、失業対策及び実質賃金の動きについては別の機会に譲り度<sup>14)</sup>。即ち、上記の大きな疑問に対する解答については、本報告の最後の部分で再度取り上げることとする。

表2.1に於ける扶助率と失業率との推移は、両統計の得られる1960年から最近年までの期間について図2.2に描かれている。同図から、両者の動きは例外的な2～3の時点を除き、20余年間を通じてほぼ平行していることが読み取れる。過去に於いても両者の相関図を描いたり、失業率と実質賃金を独立変数に取り、扶助率を従属変数として回帰式をはじいた幾つかの研究が見られるが、どちらかと言うと失業率の方が説明力は高い<sup>15)</sup>。しかし、失業率と扶助率との相関係数も回帰係数もそれ程大きいと言えず、反って両時系列を並べて図示する方が両者の平行的関係を理解し易いと考えて、この方法に固執した。

今回の1980年以降に於ける扶助率の上昇

も、失業率の増大による寄与がかなり大きいことは指摘できる。失業率自体の動きについて述べると、1960年以来ほぼ10年ごとに三期に区分でき、後の時期に於けるほど失業率の平均水準の高いことが分かる。即ち1960-70年の間、失業率はほとんど2%以下のレベルに収まっていたが、1971-80年間は大体2%台、それ以降は3%台が常態化している。但し最近年に於ける、スウェーデンにしては高い3%台の失業率も国際的に見れば、かなり低いものである。確かに、日本の失業率に比べればやや高いが、他の欧米先進諸国のそれよりは相当低水準に留まっている。その理由はスウェーデンの労働市場政策が、失業対策事業や職業訓練その他の保護的雇用プログラムを大幅に含んでいるからであり、1984年の時点を取ると実際の失業率は2～2.5倍の7～8%ではないかと推定される。

これらの隠された失業者の問題はそれなりに重要であるが、彼等は稼働と関連した何等かの所得を得ており、上記の表に現れた失業者の問題とは一応別個に扱うべきである。寧ろここでは、本節の最後として簡単に、1980年と1982年とに於ける公的扶助受給率—特に高齢者の公的扶助受給率—を国際比較しておきたい。表2.2は社会保障の各類型を代表する幾つかの国々に日本を加えて、スウェーデンの場合と比較したものである。同表によると、1980年においても1982年においても、スウェーデン全体の扶助受給率は、6カ国中で中程度の水準にあるが、高齢者の公的扶助受給率は、1980年でみても1982年でみても、際立って低い。

論文

表 2.2 公的扶助受給者と受給率

	1980				(千人)		(%)	
	公的扶助 受給人員	人口	老令者 受給人員	老令人口	公的扶助 受給率	老令者 受給率		
フランス	2,315	53,714	198	7,497	4.3		2.6	
西ドイツ	1,322	61,566	603	9,551	2.1		6.3	
日本	1,378	116,800	295	10,570	1.2		2.8	
スウェーデン	343	8,311	22*	1,354	4.1		1.6	
イギリス	3,120	56,010	1,690	8,328	5.6		20.3	
アメリカ	16,081	227,738	2,223	25,713	7.1		8.6	
	1982				(千人)		(%)	
フランス	1,877	54,219	183	7,245	3.5		2.5	
西ドイツ	1,560	61,638	564	9,273	2.5		6.1	
日本	1,409	118,440	296	11,270	1.2		2.6	
スウェーデン	434	8,320	21*	1,375	5.2		1.5	
イギリス	4,270	56,341	1,780	8,466	7.6		21.0	
アメリカ	15,424	232,309	2,010	26,826	6.6		7.5	

注：\*印は、J.Nasenius, "Swedish Social Policy in Adverse Economic Climate", 未公開論文。

資料出所： 各国共通：OECD, Labor Force Statistics, 1960-1982.

フランス：INSEE, Annuaire Statistique de la France, 1984.

西ドイツ：Wirtschaft und Statistik, Mai 1984.

日本：厚生省, 被保護者全国一斉調査基礎調査, 昭和59年。

スウェーデン：SCB, Statistisk Årsbok, 1985, SCB, Socialvården, 1981, 1980. J.Nasenius

上記未公開論文。

イギリス：Social Security Statistics, 1984

アメリカ：Statistical Abstract of the United States, 1985. Social Security Bulletin,  
Annual Statistical Supplement, 1980, 1982.

特に英米のそれに比して低く、イギリスの場合より1桁以上小さい。これはスウェーデンにおいて老齢年金制度が普及・充実している為であると思われる。因みに日本の老齢者の扶助受給率はフランスの場合とほぼ同程度、スウェーデンの場合より幾分高めとなっている。

注7) 別表の翻訳は、厚生省業務局監視指導課長太田義武氏の教示に負うところが大きい。記し

て感謝したい。但しあり得べき誤りについては筆者の責任である。

- 8) 本章は、千葉県社会部厚生課保護係長梅田恒一「現地調査復命概要」、1986年2月によるところが大きい。特に第2節は全面的にそれに依っている。但しあり得べき誤りについては筆者の責任である。
- 9) ここでSOFT(社会保険補足)と呼ばれているものは、社会福祉審議会の最終報告書に於ける社会保険補足給付とは全く別のものである。後者については第II部第3章で取り上げるが、法案として社会サービス法と共に国会

に上程されたものの、国家財政の困難を主たる理由として未だに成立していない。前者はストックホルム市による自由裁量の処理法の一つに過ぎず、受給者の恥辱感を除く為の便宜的呼称であると思われる。

- 10) 1985年10月26日に佐賀大学に於いて開催された社会政策学会での報告、一番ヶ瀬庸子「スウェーデン福祉政策の展開と動向」による。
- 11) 最近になりその報告書が公表されたが決定的な原因はやはり不明と聞いている。
- 12) その理由は、後述のように失業率の方が実質賃金よりも、直接で大きな影響を及ぼして来たと考えられるからである。
- 13) 注11) を参照
- 14) 実質賃金については別の機会に譲るとして、ここでは失業者の構成、特色、及び失業対策について簡単に触れておきたい。先ず失業者の構成を見ると1984年に於ける1月当たり失業者数は13万6千人で、その約40%が25~44歳層の者である。しかし20~24歳層と55~64歳層の者も多く、それぞれ全体の約22%を占めている。これを年齢階層別の失業率で表すと、若年層の失業率が高く青年の失業問題の重要であることが分かる。即ち、同年に於ける20~24歳層の失業率は6.6%、16~19歳層のそれは4.9%と全体の3.1%よりも遙かに高い。又、55~64歳という年金受給直前の層も4.6%というかなり高い失業率である。このような年齢階層別失業率の傾向は、1976年まで遡って見ても同じである。次に、同じ期間に亘って男女別失業率を比較すると、一貫して女性の失業率の方が高く、雇用において女性が未だ不利な状況にあることが知られる。尚、失業継続期間は1980年代に入ってから徐々に長期化しており、1984年には平均で22.6週間となっている。

失業対策としては、現金給付としての失業保険給付及び労働市場補助金と、職業訓練や保護雇用等の労働市場政策について述べておきたい。第一に失業保険であるが、スウェーデンでは任意加入であり、約400万人の雇用者中85%に当たる340万人が現在加入している。給付は、労働組合の組織する失業保険協会から支払われるが、財源は国庫補助金が53%、企業の保険料が37%、被保険者の保険料

が10%である。受給資格要件は12カ月の加入であり、職業安定所に登録中の者が受給出来る。給付期間は通常が300日であるのに対し、55~64歳の者は450日間となっている。給付額は各組合の定める額であり、通常は勤労所得の90%、最高が一日あたり360SKとなっている。尚、失業保険の給付は課税対象とされる。

第二に、失業保険の他に労働市場補助金の制度がある。これは、失業保険加入前の者（例えば学卒者等の労働未経験者）、加入して12カ月たたない内に失業したもの、及び失業給付の期限のきれた者に対して支給されるものである。給付の支給要件は、5カ月間に75日以上働いた者で、給付期間は150日、給付額は一日当たり100SKとされている。支給対象者は現在1万2千人程度である。

第三に、積極的な労働市場政策として、失業者の為の公的職業訓練制度及び企業内職業訓練の制度を設け、又、失業対策事業によって失業者を吸収しようとしている。その為に失業率自体は低くなっているが、このような方法に問題が無いわけではない。例えば、失業対策として州の医療機関で看護人を増やしたり、コミュニンでの雑用や公園の芝刈・掃除といった簡単な仕事に、一時間当たり30SK程度の賃金で一日4時間位就業させるというものがあるが、公共部門は既に限界に達している為に、最近では雇用促進補助金を民間企業に出して、失業者の吸収を図る方向に転換している。又、今後は職業訓練を拡充して行きたいとのことである。

- 15) 例えば、Walter Korpi, "Poverty, Social Assistance and Social Policy in Post war Sweden," Acta Sociologica No.1974 42-3.

お詫びと訂正

本誌第76号について下記のとおりお詫びして訂正します。

誤	正
(28ページ右段27行目)	
ストックホルムを含む	マルメを含む三大
三大コミュニン	コミュニン

## I S S A (国際社会保障協会) の最近の活動

井 口 直 樹

(厚生省年金局資金課課長補佐)

(前在ジュネーブ国際機関日本政府代表部一等書記官)

はじめに

I S S A の最近の活動状況については、筆者はすでに別の機会に簡単に報告しているので(「週刊社会保障」5月26日号ご参照)、本稿では、これを補足する意味で、これまで感じた点を中心に私見を述べてみたい。

### 1. I S S A の基本的性格

周知のように、I S S A の本部はジュネーブの I L O 本部ビルの9階、I L O 社会保障局と同じフロアーにあり、代表電話番号も I L O と同一となっている。

又、I S S A 職員の職階制も I L O と全く同一で、あたかも I S S A は I L O の一部局の如き外観を呈している。

実際、I S S A の憲章を見ても、事務局長の選任等主要事項に関しては I L O の関与を認めており、下部機関とは言えないまでも、I L O の実質的な後見下にあることは疑い得ないであろう。このことは、I L O の年次報告に I S S A の活動状況報告が記載されていることや、又、I L O が I S

S A に対して行っている直接、間接の援助の大きさから見てもうなづけることと言える。

しかし、このように I L O の実質的な大きな影響下にあるとは言え、I S S A は非政府機関(N G O)として独立した組織であることを忘れるべきではない。

とくに、I S S A が非政府機関である点は、I L O が政府機関である点との対比で十分注目されるべきである。

この点をどう考えるかによって、I S S A の活動に何を期待すべきかが異なってくるからである。

### 2. 親睦機関か援助機関か

I S S A が非政府機関であることの意味は、まず何よりも主要加盟機関が各国内の各種社会保険団体であり、その主要関心事項が各国政府のそれとは相当隔りがある点に見出される。

端的に言えば、非政府機関である各国の社会保険団体にとって、I S S A とは何よりも各国の社会保険団体のクラブであり、高々、技術的観点からの互いの経験・意見

交換の場であって、それ以下でもそれ以上でもない。

一方、ISSAのメンバーの中には社会保険の運営主体たる政府も少なからず含まれており、これら政府の中にはISSAのクラブ的性格にあきたらないものを感じるものが出てきても不思議はない。

というのは、政府の立場から見ると、現在のISSA組織の成立経緯からして、ISSAの活動は本来一定の政治目的（具体的には国際労働基準の一環たる国際社会保障条約の普及）に沿って行われるべきものと考えられ、国連諸機関がその目的・効率性の観点から見て厳しく見直されつつある今日、単なる親睦中心の活動ではいかにも存在意義が乏しいと映るからである。

このような考え方はILO自身もISSAに対し抱いており、こうした観点からの批判を背景にISSA内にISSA活動の見直しのための作業委員会が設けられたことはすでに前述の筆者のレポートでも紹介したとおりである。

作業委員会の検討結果は、ISSAのこれまでの活動に対し、どちらかと言うと肯定的な評価であったが、一部政府、ILO事務局はこの結果に必ずしも満足しておらず、引き続き見直しの作業を続けるよう求めている。

しかし、一方、西独等西欧大陸各国の各保険団体はこうした批判には冷やかで、むしろ、現状維持の姿勢が強く、改革派と対立しているやに見受けられる。

こうした両者の対立の間に立って、ISSA事務局としては、意見調整に努めては

いるが、結局のところは加盟機関数の多い西欧大陸諸国の加盟機関の意向に沿い、基本的には従来のラインの部分修正で事態を乗り切りたい模様である。

このような意見の相異の背景には、現在のISSA設立のはるか以前より存在していたISSAの前身組織加盟以来の長い伝統を有する西欧大陸諸国メンバーとその他のメンバーとの間に、ISSAの役割についての大きな認識ギャップが存在するようである。

いずれにしろ、現在のISSAの活動は一部に異論はあるものの基本的には親睦的色彩が強く、途上国に対する援助や直接的な相互利益の追求をめざした国連諸機関とはその性格を基本的に異にしていると言える。

### 3. 社会保険中心の活動——貧困問題は対象外

以上のようなISSAの基本的性格の帰結として国際社会保障協会という名前に反し、その活動分野はかなり限定的なものとなっている。

ISSAの活動は、医療保障、老齢保障、家族手当、労働災害補償、失業補償等の各社会保障分野をカバーしているが、我々にとって奇妙なことは、社会保障の根本理念とも言うべき最低生活保障、つまり、生活扶助が活動の対象から全く外されていることである。

この理由が、単にISSAの歴史的沿革によるものなのか、あるいは、貧困問題と

いう途上国問題の核心とも言うべき困難かつ政治的にもセンシティブな問題は I S S A が取扱うには荷が重過ぎるという I S S A 自身の政治的判断によるものなのか判然としないが、いずれにしろこのことによつて、I S S A は国際社会保障協会というよりも国際社会保険協会といったイメージを強く与えていることは否めないように思われる。

これに対し、過去において、インド等から貧困問題をも活動対象にすべきとの意見が出されたが、西欧の主要メンバーからの強い反対により採用されるに至らなかった経緯があるということである。

もし、こうした意見を容れ、I S S A を国際的な貧困ロビーにしたときには、西欧メンバーの多くが脱退し、I S S A の組織は解体の危機に瀕するだろうというのがリス I S S A 事務局長の予想である。

貧困問題を扱うべきか否かは判断がきわめて難しい問題であるが、I S S A がこれまで貧困問題を扱ってこなかったということは I S S A の親睦的性格と表裏の関係にあり、I S S A の性格を対外的に非常に曖昧なものにしている大きな原因の一つとなっていることは否めないように思われる。

#### 4. 地域活動の重視へ

以上のように、I S S A の活動の基本は社会保険団体中心のクラブ的な性格のものであるので、活動の重点と言っても対外的に迫力のあるものを打ち出すことは必ずしも容易ではないようである。しかし、先に

触れた作業委員会は、今後の I S S A の活動の向うべき方向の一つとして地域活動の重視を唱っており、今後はこれに沿って活動の重点化が図られて行くことになると思われる。

このような地域活動重視の背景には、同じく社会保障に対する関心と言っても、途上国と先進国、又、先進国の中でも分権的な社会保険制度の発達した国と集権的な制度の発達した国等とで内容が大きく異なることから、I S S A の活動をより地域的特性に合せたものにし、各国、各メンバーの関心を出来るだけ汲み上げて行こうという意図が存在するように思われる。又、これによって、前述の改革派の批判にも応えて行こうとするものであることは言うまでもない。

しかし、親睦団体としての性格をそのままにして、地域活動の強化を唱えてみても具体的な活動目標がメンバーにとって実のあるものにならない限り、どの程度意味のあるものとなるか甚だ心許無いと言わざるをえない。

#### 5. I S S A に期待されるもの

I S S A に何を期待すべきか。

単なる親睦団体であっても国際組織として存在すること自体に意義があるのだからよいではないかという意見にも十分な理由があると思われる。

しかし、これだけ世界的に国際機関のあり方が厳しく問われている中で、I S S A だけがその渦の外にいることは極めて難し

いし、又、仮りにそれが出来たとしても、途上国のISSAに対する失望といった形でISSAも無傷でいることは難しい状況にあるのではなからうか。

したがって、ISSAとしても、これまでの保守的な姿勢を改めて、（とくにヨーロッパ的ローカル性からの脱皮が必要であろう）現在、ISSAに何か期待されているのか、又、何がなしうるのかを再度基本的に問い直してみることが必要な時点に

差しかかっているように思われる。

しかし、翻って、費用削減の一環として独語文献の廃止を行おうとする提案すら独語圏メンバー（国の数は少ないがメンバー数は多い）の強力な反対で実現しない現実を見ると、日暮れて道遠しの感も禁じえない。

ISSAが、今後名実ともに存在感のある機関として世界から注目される日が来ることを期待したいものである。（了）

# 社会保障分野におけるILO(国際労働機関)の活動について

山崎 伸彦

(社会保険庁年金保険部業務第一課)

## はじめに

筆者は1984年4月から2年間にわたってスイスのジュネーブに所在するILO(国際労働機関)の事務局本部に派遣され勤務する機会を得た。筆者の専攻は数学で、仕事は主として発展途上国の年金制度の財政計算に対する技術的サポートという専門的なものであったが、本部勤務の2年間を通じて間接的にせよILOの社会保障分野における活動全般に触れる機会を持つことができた。ここでは、こうした体験を通じて内側から眺めた姿を交えて、ILOの社会保障分野における活動全般にわたる紹介を試みてみたい。

## ILOにおける社会保障の位置付け

ILOは現在では国連の専門機関であるが、その起源は国連より古く1919年のベルサイユ会議にさかのぼる。ILOはその名の通り労働者の保護と労働条件の向上を目的とした機関であり、各国ごとに政府と経営者団体と労働組合のそれぞれが代表を出すというユニークな3者構成を特徴として

いる。したがってその活動の中心は、国際労働基準の設定といったいわゆる狭義の労働問題の分野とならざるを得ない。しかしながら労働条件の保障の背景には労働能力を喪失した場合を含めた全般的な生活条件の保障という視点が必要であり、ILOがこの意味で社会保障を等閑視してこなかったことは、その制度創立当時においてすでに事務局に社会保障を担当する部署を備えていたことからわかる。

現在、ILOの事務局はブランシャール事務総長の下、3人の事務次長と9人の事務次長補が事務を分掌しているが、残念ながら社会保障を専ら担当する事務次長補はいない。社会保障の問題は20余りある部局のうちのひとつである社会保障局が専ら扱っているといって過言ではない。その社会保障局の陣容は職員20名強、人員からいっても予算からいってもILO全体の2%にも満たない。このようにコンパクトな組織ではあるが、社会保障局の守備範囲は広く職員は経験を積んだ専門家ぞろいである。以下では、内側から見た社会保障局の活動を描いてみたい。

## 社会保障局の活動の概要

ILO社会保障局の活動は大別して3つの分野に分けることができる。その第一は、条約や勧告の形により社会保障に関する国際労働基準を設定することである。第二は社会保障に関する国際比較をはじめとする調査研究活動である。第三は社会保障の整備を図る発展途上国に対する技術協力活動である。この三分野のうち技術協力は最も新しい分野であるが、現在社会保障局が最も力を入れている分野であり、筆者も主としてこの分野での活動を経験した。ちなみに過去十数年来社会保障局長の任にあるタンブリ氏によると、現在この三分野の比重は、国際労働基準の設定が15%、調査・研究が35%、技術協力が50%といった見当ということである。(文献〔1〕参照)

## 国際労働基準の設定

国際労働基準の設定は、ILOの活動の中で最も古典的な分野であると同時に最も重要な分野でもある。この国際労働基準というのは具体的には条約及び勧告によって表現されるのであるが、1919年以降現在までにILO総会で採択された条約は153本、勧告は161本のぼっている。(これは社会保障に限定しないILO全体の数字である。)勧告には強制力はなく、条約も議会の批准を経なければ遵守義務は生じない。また議会による批准を経て条約上の遵守義務が生じたとしても、その違反に対する罰則に相当するものは違反事実の公表と是正

の勧告に過ぎない。先進国の政府にとってはこの罰則はそれなりに効果的であるが、逆に国内法との非常に軽微な抵触を恐れて、総体としては条約の基準を十分に満たしているにもかかわらず条約の批准を渋る傾向が見られる。一方、発展途上国においては、国内法の整備を二の次にして条約の批准を急ぐため、批准の後に数多くの違反事実を突きつけられるということになりがちである。こうした実情をいかに評価するかというのはいささか主観の混ざる問題であるが、社会保障局長のタンブリ氏は、発展途上国にとっては改善の努力目標を与えるという点で有意義であり、先進国にとってはすでに総体としては条約の基準を達成している以上あまり問題はないという論法で条約の価値に肯定的評価を与えていた。

さて、社会保障の分野におけるILOの基準設定活動は、第2次世界大戦を境として二つの時期に分けて考えることができる。大戦前の基準は当時のヨーロッパに存在した社会保障制度をモデルとしたものであり、その主眼は労災補償及び特定の集団(被用者の一部)を対象とした社会保険にあった。二度の世界大戦にはさまれたこの時期にILOは社会保障に関連して約20の条約と約10の勧告を採択している。一方、第2次世界大戦後は、より包括的かつ普遍的な社会保障をめざす傾向が強まり、1952年には有名なILO102号条約が採択されるに至った。

この102号条約の採択は、国際社会保障法制史上において画期的なものであった。この条約によって、各分野に分かれた社会

保障給付が統一的な視点の下で整理され、その給付の範囲及び水準について満たすべき最低基準が設定されたのである。しかもこの条約を批准した国は、基準の達成状況を統計データに基づいてILO事務局に定期的に報告しなければならないことになっている。ちなみに筆者も日本の年金制度が102号条約に適合していることを検証する作業の手助けをした経験がある。さて、この102号条約では一般制度の適用範囲として被用者の50%以上あるいは全国民の20%以上という基準を設けているが、一方で発展途上国が批准しやすいように、経済水準や医療水準が一定以下の国では規模20人以上の事業所の50%以上に適用が及べば可という特例を設けている。給付水準の設定にあたっては、給付の種別ごとに標準受給者というものを想定し、その給付を標準労働者の賃金と比較するという手法が定められている。例えば老齢給付については標準受給者とは年金受給年齢に達した妻を持つ男子、遺族給付については子供2人を持つ寡婦、障害給付や医療給付、失業給付については妻と子供2人を有する男子といった具合である。標準労働者についても細かな規定があるが、賃金の範囲のとり方が条約批准国の解釈に委ねられているために、日本では生活給の一部ともいえるボーナスが算入されないなど批判の生じる余地のあることも確かである。

さて、第2次大戦前の古い条約は大戦後の新しい社会保障の潮流に照らして時代遅れの観が強まったので、その改定が急務となった。ILOは、専門家会議を組織して

社会保障に関する政策の見直しを図り、1959年には102号条約と整合性がとれるように古い条約を段階的に改定していくべしという答申を得た。この線に沿って1962年には、社会保障における外国人の内国民待遇を定めた第118号条約が採択され、1964年には労災給付の基準を定めた第121号条約が採択された。1967年には老齢・障害・遺族年金に関する新基準を定めた第128号条約が採択され、1969年には医療給付や傷病手当金に関する第130号条約が採択された。これらの条約は、第118号条約を除いていずれも条約の内容を補足する勧告を伴っている。

## 調査研究活動

ILO事務局は過去60年余りにわたって全世界の社会保障関係の文献を収集してきた。それらは世界の各地にある地域事務所から送られてきたものもあれば、各国政府から直接送られてきたものもあり、また各国にいる懇意の学者が送ってくれたものやILOの職員が出張の際に収集してきたものもあるといったところである。

これらの文献は、国別・テーマ別に分類整理され解析されて研究論文や出版物の形で公表される。また、世界各国の研究者からの問合せに答えるという形で利用に供される。

ILOの文献は、すべて中央図書館に登録されることになっているが、専ら社会保障に関する文献は社会保障局が実際の保管にあたることになっている。社会保障局に

は専任のドキュメンタリストがいて、文献の検索にあたって相談に乗ってくれる。この検索には現在のところカード・システムが使われているが、同じように社会保障関係の膨大な文献を保有するISSA（国際社会保障協会）と共同でデータベース化を図るべく目下具体的な検討が進められているところである。

さて、加盟各国政府から寄せられた社会保障法制に関する新規立法や改正の情報は、ILOの公用語である英語、フランス語、スペイン語の3ヶ国語に翻訳されて*Legislative Series* という出版物により速報される。それらの中で特に重要なものは、分析を加えた上で*Social and Labour Bulletin* または*International Labour Review* 誌上に発表される。筆者も日本の雇用保険制度の改正について、労働省から派遣されて他の部局に配属になっている同僚の協力を得て、SLB誌上にレポートを掲載したことがある。ただしエディターを通るので筆者の拙い英文は跡形もなく消え失せ、別人の筆になる文章のようになっていたが。

さて、ILOの調査研究活動で忘れてならないのは、*The Cost of Social Security* の出版である。これは、3年ごとに加盟各国政府に対して社会保障制度にかかる費用の明細とその負担方法を質問票の形で問い合わせ、その回答を集大成することによって作成される文献である。これは一方では、社会保障の費用負担に関する国際比較となっている。ILO社会保障局では社会保障統計の専門家をほぼ専任に近い形でこの文献の編集にあてているが、各国政府から寄せ

られる回答を統一的な基準に沿って整理し直す作業は困難を極めるものである。一口に社会保障と言ってもその制度内容は国によって千差万別であり、どの範囲までの費用をILOが定める意味での社会保障の費用と認めるかをめぐって問題は尽きない。昨年刊行された最新版においても、公衆衛生に要する費用を社会保障の費用に含めるかどうか国ごとに制度の内容に踏み込んだ議論をして決めていったということである。

ILOでは、社会保障統計の整備のための重要な第一歩として、基礎的な統計項目について定義を明確にし国際比較の可能な統計が最小限度の項目についてとれるよう努力をしている。

調査研究活動というのは、必ずしもそれだけ独立に行われるものばかりではなく、ILOの他の活動に付随して出てくるものも多い。例えば、新しい国際条約を作ろうとすれば、現在その分野において存在する条約や協定に関して徹底した調査研究がなされるのが常であり、その結果としてILO総会に提案される条約案の付属文書は、その分野における一級の研究論文としての価値が十分にある。また一方、成立した条約を批准した国が定期的に送ってくる遵守状況の報告書も調査研究活動にとって貴重な情報源である。また特定地域や特定産業に関して発生する社会保障の問題は、地域会議や産業別委員会で討議され、その報告書が重要な情報源となることも少なくない。

多くの加盟国が関心を持つ特定の問題について、ILOはしばしば専門家による国際会議を主催し解決の道を探る。近年にお

いては「年金とインフレーション」, 「医療費の高騰と社会保障」, 「労災の防止と補償」といったテーマで専門家会議が開催された。こうした会議の成果を踏まえてILOは将来の調査研究活動の焦点を定めていくのである。

## 技術協力活動

ILOの技術協力活動は第二次世界大戦前から行われてはいたが, ILOの活動の主流を成すほど盛んとなったのは大戦後ILOが国連の専門機関となってからである。これは, 国連が財政面で発展途上国に対する技術協力を支えたことと, 大戦後新たに独立した諸国が社会保障制度の発足にあたってほとんど例外なくILOの援助を求めたこととの相乗効果と言えよう。

社会保障の分野におけるILOの技術協力活動は次の5種類に分類される。

- (1) その国の経済社会情勢を一般的に分析し, その国の発展段階に最も適した社会保障制度の構想を立てること。
- (2) 社会保障法制の整備に協力すること。  
これには法律の起草からより細かな規則の制定, さらには既存の法令の改定が含まれている。
- (3) 社会保障制度の事務組織について正確性や能率の面での問題点を調査し改善法を提案すること。この事務組織には, 資産運用を扱う部門, 統計の収集・解析・公表を扱う部門, データ処理を扱う部門の3部門が挙げられる。また, 専門家の教育訓練もこの分野に分類される。

(4) 社会保障制度のもとでの医療給付の供給に関する問題点を調査し改善法を提案すること。これは, 制度面からより効率的な医療給付の供給を誘導することを目指すものである。

(5) 社会保障制度の財政の状況を調査すること。これはいわゆる財政再計算であり, 制度の発足前に費用の見積りを行う場合と, 現に運営されている制度の財政状況を把握し, 制度の改正を行った場合の費用を見積る場合とに分けられる。

ILOは上記の技術協力を達成するために大別して次の3つの方法をとっている。

- (1) ILO内部または外部の専門家の派遣
- (2) 教育訓練に対するフェロシップ供与
- (3) 地域セミナーやトレーニング・コースの組織

筆者は専ら技術協力の(5)の財政再計算の分野での活動を経験した。現在, 社会保障局の技術協力の主流を占めているのはこの分野の活動であるので, 筆者の経験をやや詳しく述べて結びとしたい。

財政再計算に関する技術協力の第一段階は年金数理の専門家を派遣して制度の法制面及び運用面の実情を把握し, かつ財政計算に必要な統計資料を収集することから始まる。この段階で制度の改正案を示されて費用の見積りを求められることも少なくない。この役目(エキスパートと呼ばれる)はILOの職員が果たすこともないではないが, 通常は外部の専門家と契約することが多い。筆者の経験によると財政再計算の仕事がうまくいくかどうかはこの第一段階の出来いにかんにかかっているといつて過言

ではない。特に質のいい統計資料が収集できるかどうか勝負の分かれ目という感じである。

第二段階は、資料を収集したエキスパートがジュネーブの本部を訪れ、電子計算機を利用して計算を行い報告書を作成する段階である。筆者は専らこの段階に関与していた。

ILOは財政再計算用の汎用プログラムを開発しているが、再計算遂行のためにはまずこの汎用プログラムを対象となる国の制度に合わせて修正しなければならない。エキスパートがジュネーブに滞在できる期間は予算の制約により限られているので、第一段階の途中で制度の概要をエキスパートから文書で送ってもらい、その報告に基づいてプログラムを準備しテストを行っておく必要がある。エキスパートの到着後、法令面の疑問点を質したり実際の運用状況を聞いたりして必要ならばプログラムに修正を加え、また構想中の制度改正があればその改正後の制度に対応するプログラムも準備する。

次に性別年齢別の死亡率や障害発生率などの人口学的データを準備する。制度の経験率があればそれを用いるが、一般には国連が地域別に作成しているモデル生命表のパターンと国別に作成している平均寿命の推移の予測から中長期的に適用し得る死亡率を作成するのが通例であった。また障害発生率は性別年齢別の標準パターンを基に認定基準や実際の運用の態様を考慮に入れた補正率をかけて用いるのが通例であった。人口学的データには他に遺族年金に関する

ものとして、性別年齢別の有遺族率や寡婦及び遺児の平均年齢といったものが挙げられるが、国勢調査に類するものがあればそのデータを用い、なければ文化的に似通った同一地域の国のデータを代用するということもあった。

次に、被保険者及び受給者の性別年齢別の人数及び平均報酬（年金額）をインプットする。国によってはこれすらあやふやな国もないではないが、その場合にはエキスパートがサンプル調査を行うなどして独自に情報を取り総数を割りつけるなどして推計数を出したものをういたりしていた。

おおよそ上記のようなデータがそろるとプログラムを動かして、まず賃金のベースアップや年金のスライド改定がないと仮定した場合のいわゆる静態計算を行い、結果を念入りにチェックする。これでプログラム及びデータに問題なしと認められれば、賃金上昇率やスライド改定率及び利率の何通りかの組合せについていわゆる動態計算を行う。

動態計算の結果と保有する積立金の額に基づいて、現在の保険料率をとり続けた場合に積立金を取り崩さずに最大何年間支払いを続けていくことができるかという年数が（仮定した賃金上昇率等の組合せごとに）算出される。これをPeriod of Equilibriumと呼び年金制度の財政ポジションを示す重要な指標として扱っていた。また逆にこのPeriod of Equilibriumが20年なら20年になるような保険料率を求め、これを（期間20年の）Scaled Premiumと呼んで保険料率策定のための重要な指標としていた。

## 海外の動き

幾通りかの制度改正案について上記の動態計算と指標の計算が終わるとエキスパートが報告書を書き、その内容をチェックして第2段階は終わりである。

第3段階は、エキスパートが完成した報告書を携えて現地に戻り当局者に内容を説明する段階である。以上の3段階を経て財政再計算に関する技術協力は完成する。

筆者が2年間の在任中に財政再計算にタッチした国は、エチオピア、クウェート、ペルー、ホンジュラスをはじめとして十数か国に及ぶ。このうちクウェートには上司と共に出張して資料収集を行い第1段階のエキスパートとしての活動も経験した。

年金制度にとって定期的な財政再計算は必要不可欠であり、発展途上国に続々と誕生した年金制度は次々とILOに手助けを

求めている。これらの要請にすべて応えていくことはILO自体の予算・人員面からみて到底不可能であり、今後は発展途上国が自らの力でこれらの仕事を遂行していきえるようになるよう、統計や年金数理の専門家の養成に力を貸していくことを重点とすべきではないかと筆者は考えている。

最後に、本稿の執筆にあたってILO社会保障局の広報用資料を提供して下さったタンプリ局長に謝意を表したい。本稿の記述には同資料に負うところが大きいことを付記しておく。

## 文献

- [1] 「特別インタビュー——タンプリILO社会保障局長に活動状況を聞く——」週刊社会保障 No.1382 (1986年5月)

# OECD(経済協力開発機構)における 社会保障政策に関する取組み

福田 素生

(OECD社会労働教育局社会問題課)

## 1. はじめに

OECD (Organisation for Economic Co-operation and Development), 経済協力開発機構は、自由主義経済体制を標榜する先進国(西ヨーロッパ諸国, アメリカ, カナダ, 日本, オーストラリア, ニュージーランド) 24ヶ国が加盟する国際機関で本部をパリにおいている。

本稿は、OECDにおける社会保障に関する現在までの取組みと予想される今後の展開を紹介することをその目的とするが、その前提として、OECDの組織及び活動全般について概観しておきたい。<sup>1)</sup>

## 2. OECD—その組織と活動—

OECDは、第二次大戦で大きな痛手を受けたヨーロッパ経済の復興のために策定されたマーシャルプランのヨーロッパ側の受け入れ機関として1948年に設立されたヨーロッパ経済協力機構(OEEC)を発展的に解消し、1961年9月30日からOECD条約により発足した。当初はOEEC加盟国18ヶ国にアメリカとカナダが加わって20ヶ

国でスタートしたが、その後、日本(1964年)、フィンランド(1969年)、オーストラリア(1971年)、ニュージーランド(1973年)が加入し、現在は24の加盟国で構成されている。(これにユーゴスラビアがオブザーバーとして準加盟している。)OECDは同じ国際機関でも、国連をはじめとする他の多くの国際機関と異なり、加盟資格を市場経済体制を採る工業国に限定している。このため、OECDは「金持ち国が集まって作った社交クラブだ」と開発途上国側等からしばしば皮肉られることになる。確かに他の国際機関では、加盟国間に南北あるいは東西の厳しいイデオロギー的対立が持ちこまれることも少なくないようで、たとえばOECDから車で15分程のところにあるユネスコ(国連教育科学文化機関)からイデオロギー的偏向等を理由に米英両国が相次いで脱退したことは、我々の記憶に新しいところである。しかし、一口に金持ち国といっても、OECD加盟国相互間の格差は大きく、一人当たりの国内総生産で見た場合、最も高い北米、北欧、スイス等の国々では最も低いトルコ、ポルトガル、ギリシャ等に比べ<sup>2)</sup>3倍程度高くなっている。

## 海外の動き

またOECDを「アメリカが世界経済戦略を進めるのに利用している機関」と見るむきもある。事の真偽はともかく、総予算の4分の1を拠出し、事務局においても主要幹部ポストを確実におさえているアメリカが大きな影響力を持っていることは言を俟たない。これに対し、第二の拠出国である日本は、事務局職員の数も少なく（特に幹部ポストが少ない）、その経済力に応じた貢献をしているとは受けとられていない。アメリカと日本は、ECに対するOECDの独自性を特徴づける二大国であり、日本はその経済力にふさわしい貢献を求められていると言えよう。

OECDの目的は、①加盟国の高く持続的な経済成長と雇用水準及び生活水準の向上の達成、②発展途上の地域を含めた世界経済の健全な発展、③多角的な自由貿易の拡大、とされている。こう書いてくると、OECDと社会保障政策がどう関係するのかわかりにくいかもしれないが、OECDの活動は直接的な軍事政治問題を除く、広義の経済問題、すなわち経済政策、財政、金融、産業、農漁業、社会労働、環境、科学技術、教育等広範な分野に及んでおり、社会保障関連問題は直接の担当部局たる労働力社会問題委員会（Manpower and Social Affaires Committee）を中心に経済政策委員会、租税委員会、科学技術委員会、工業委員会、環境委員会等においても論議されている。

しかし、OECDの活動の中心は、なんといってもマクロ経済政策の調整であり、経済政策委員会と事務局にあってその準備

にあたる経済統計局が中心となって加盟国の経済、金融、通貨政策等の調整、審査にあたっている。その活動を支えているのは、豊富に整備された加盟国の各種国民所得統計であり、関係者にとって極めて利用価値の高いものになっている。後述のように、最近、この経済政策委員会及び経済統計局において社会保障政策についての関心が高まっており、今後の取り組みが注目されている。

OECDの最高運営方針は、加盟各国の閣僚により構成される閣僚理事会（Council）において毎年決定され、それをもとに、各分野ごとに設けられている各国行政官・専門家等から成る約40の委員会およびその下の作業部会、そして各委員会に対応して置かれている担当事務部局において、検討課題の選定、結果の報告およびそれに対する討議が行われる。簡単に言えば、株主たる加盟各国は事務局に当面する様々の課題について検討を求め、これに対し事務局は、加盟国個々の立場を考慮しながらも、原則的には個別の国益から離れて世界的視野から提言を行い加盟各国の政策の調整を図っていくということになるわけである。OECDは、加盟国に意見交換と討議の場を用意し、そこでの自由な討議を通じてその成果が各国の政策に生かされていくことになるわけである。

OECDとしての結論、勧告等は個々の委員会での検討をベースに最高意志決定機関たる理事会において全会一致で採択される。これらの意志決定は事実上各加盟国に対して大きな影響力を持つが、拘束力をも

つようなものではなく加盟国の意思に反して適用されることはない。(もちろん加盟国が合意すれば拘束力をもつ決定を下すことも可能である。)

簡単に言えば、OECDは西側先進国にとっての政策コンサルティング機関であり、各加盟国はそれぞれの分担金を拠出して事務局という名のコンサルタントたちを雇い上げているということになる。

OECDの組織、機構は資料1に示されているが、予算の面から見ると中心的存在である経済統計局が15パーセント程度を占め、社会保障関連問題を直接に担当している社会労働教育局は、それに次ぐ5パーセント程度の予算を割り当てられている。

かつて日本人は、「国際会議における日本人の3S」(Sleep, Smile, Silenceを指す。……筆者註)などというありがたくない評判を頂戴していた時期もあったようであるが、今では内容的にも言葉の面でも全く遜色のない人材を多数輩出するようになってきている。ちなみに社会保障問題関連の最近の一連の動き、すなわち後述するような、社会政策部会の設置、OECDと日本政府の共催による東京会議の開催そして期待されている社会保障大臣会議の開催等々は日本のイニシアティブによって進められてきたと言っても過言ではない。市場経済体制を採る工業国というOECDの枠組にあっては、ある意味で、社会保障政策の在り方がそれぞれの国の国家観を最も端的に特徴づけるようなところがある。特にヨーロッパ諸国とアメリカの間には、歴史や制度の根底に流れる思想の違いを反映して、

大きな制度的差異が存在するが(もちろん、ヨーロッパ諸国の間にも少なからぬ違いがあることは言うまでもないが、OECDが多用する北米、ヨーロッパ及び日本に分けてマクロ的な計量を行い、それぞれの特性を明らかにするという手法が示す通り、これら三つの地域それぞれについて共通の傾向を指摘できる場合が少なくない。)経済の低成長、人口の高齢化といった共通の悩みをかかえて、それぞれに様々な試みを行ってきた。そこでの議論や失敗を含めた経験等は失業率の違い等雇用問題の差異や文化的バックグラウンドの違い等を考慮に入れても、日本の今後にとって十分参考になるものであり、多くの先人の努力によって社会保障制度の基本的枠組の構築に成功した日本にとって、いかに主体的にOECDを利用していくことができるかが今後の課題であると言えよう。

### 3. OECDにおける社会保障政策に関する現在までの取組み

前述のように、OECDにおいては、社会保障政策の直接の担当委員会である労働力社会問題委員会の他、いくつかの委員会において社会保障関連の問題を取り扱っているが、ここでは、主として労働力社会問題委員会の活動を中心に記述することとし、必要に応じて他の部局における取組みについても併せて紹介することとしたい。

#### (1) 「1980年代の社会政策に関する会議」の開催まで

率直に言って、1970年代初頭まで、OE

CDにおける社会政策関連問題に対する取り組みはあまり活発なものではなく、担当の労働力社会問題委員会においても、中心的な検討課題は雇用問題をはじめとする労働問題であり、社会政策が取り上げられる場合でも、例えば労働力供給と退職給付との関係というように労働問題との関連において社会政策を取り扱うといったものであった。通常、OECDにおいては、各委員会の下に設けられる作業部会が実質的な討議の場になるのであるが、当時は、社会政策を中心に提起して議論ができるような作業部会は存在しなかった。社会政策は基本的には各国の内政問題であり、OECDの場で議論するものとしてそれほど重要ではないのではないかといった意識や、ヨーロッパ諸国が相対的に労働問題の方を重視していたといった事情もあったようであるが、大きな要因は、50年代、60年代と福祉国家の理念の下、社会政策を大幅に拡大発展させた先進諸国にとって、それを支えた順調な経済成長が社会政策に関する様々な問題の顕在化を遅らせたこと、特に経済政策と社会政策をいわば、パイの拡大と分配というように別個のものにとらえがちで、それらを相互に密接に影響を与えあうものとして一体としてとらえるという姿勢が加盟国の間でなかなか一般化しなかったことに求められよう。

しかし、2度にわたるオイル・ショックがこうした状況を一変させることとなった。経済成長は大きく減速し、ヨーロッパ諸国は深刻な失業問題に直面することとなった。ところが社会保障支出の方は、社会保障制

度の成熟化、人口の高齢化、失業率の増大等のため経済成長の速度を上回って増大したため、今まで経済成長の陰にかくれがちだった社会保障支出の急速な増大が一挙に顕在化するに至った。こうした状況の下、経済政策委員会の公共支出に関する作業部会において、医療及び所得保障に関する公共支出を分析したレポート<sup>3)</sup>が1976、77年に報告された。これらは、医療及び所得保障に関する公共支出の増大要因の統計的分析を目的とし、OECD諸国に共通の傾向と逆の各国ごとの特性を明らかにしようとするものであった。<sup>4)</sup>

一方、同じ時期、労働力社会問題委員会では、所得移転に関する作業部会において老齢年金 (*Old-age Pension Scheme*) 及び失業補償 (*Unemployment Compensation*) に関するレポートが報告されたが、こちらの方はいくつかの制度的問題を取り上げ検討を加えた記述的な内容のものであった。

この時期、世界経済は高いインフレ率と失業の増大という二重の苦しみに直面していた。すなわち、従来は失業率が下がると需要圧力が高まりインフレ率が上がるという関係がかなりはっきりしていたのが、70年代に入るとこの関係が次第に弱まり、失業率が下がらないのにインフレは進行し、また失業率も上がるという困難な局面に立ち至っていたのである。このような状況の中で、いくつかの社会政策や最低賃金制度あるいは高すぎる所得税などは経済成長を部分的に阻害しているのではないかという疑問が次第に強まる一方、経済成長の鈍化は、拡大を続けてきた様々な社会保障給付

の維持、発展を困難にしたため社会政策に対する関心は一挙に高まることになった。このような背景の下、OECDは、1980年に「1980年代の社会政策に関する会議」を開催した。この会議を契機として、OECDは本格的に社会政策の問題に取り組んでいくことになるのであるが、そこでの基本的な認識は、経済政策と社会政策は相互に密接に影響しあうものであって両者を不可分一体のものと考えていかねばならず、低成長という経済的な制約がある以上、必要最低限の公的保護を確保しながら社会政策のシステムを再構築していかねばならないというものであった。

## (2) 社会政策部会の設置とその活動

このようにOECDにおける社会政策の問題への取組みは1980年代に入って本格化した。経済政策委員会の医療に関する公共支出のプロジェクトは労働力社会問題委員会が医療制度に関するプロジェクトとして引き継いでいたが、「1980年代の社会政策に関する会議」をうける形で社会支出に関するプロジェクトが新たに開始された。このような中で、加盟各国は、社会政策の問題を正面に据えて議論できる常設の場の必要性を痛感することとなり、1983年12月に労働力社会問題委員会において社会政策部会の設置が決定された。日本は、急速な人口構造の高齢化を控え、財政的な制約の中で今後の社会保障政策の在り方に強い関心を有していたことから同部会の設置を強く働きかけ、終始委員会の議事をリードした。

社会政策部会は、①社会支出、②保健医療政策、③年金を中心とする所得保障政策、④失業補償政策、⑤人口の高齢化と社会政策、⑥世帯の収入と所得移転等の問題を取り扱っているが、現在までに、*Social Expenditure 1960~1990*、*Measuring Health Care 1960~1983*、*Living Condition in OECD*と言った報告が公表されている。このうち、*Social Expenditure 1960~1990*は、1960年以降の急速な社会支出の増大<sup>6)</sup>を要因分析し、さらに人口構造の高齢化等を踏まえた今後の動向について予想を行ったものであり、*Measuring Health Care 1960-1983*は、加盟各国の医療支出、医療の価格、医療の供給と利用さらには種々の健康指標等について60以上の国際比較表を作成したものであって、各国のバックデータの違いからくるいくつかのデータ上の問題を残してはいるものの、医療問題に対する国際比較によるアプローチの貴重な第一歩と言えるものである。

社会政策部会はこれまでに3回開催され、活発な論議が展開されているが、ここで、社会政策部会における現在までの議論について要約してみたい。ただし、これらは、あくまでも筆者の主観的選択によるかなり乱暴な要約であり、加盟国間及びOECD事務局において必ずしもコンセンサスが得られていない論点も少なからず含まれていること、またそれらは主としてOECD諸国の平均的傾向への言及であって加盟国間に少なからぬ差異が存在すること（日本の場合、それに該当する場合が多い。）をあらかじめおことわりしておきたい。

(ア) 総論

過去30~40年にわたって社会支出は急速に増大し、国民経済、公共支出また世帯収入において、重要な位置を占めるようになった。具体的には、現在、社会支出はOECD主要7大国の平均で国内総生産の4分の1、政府支出の6割さらには世帯の可処分所得の2割弱を構成している。(資料2参照)1960年においては、総社会支出は国内総生産の13.7%を占めていたにすぎなかった。この間社会支出は国内総生産の伸びの倍の速度で増加したことになる。日本をはじめとするいくつかの国では、1970年代中葉以降も国内総生産の伸びを上回って社会支出が増加したが、社会支出の増加の大きな部分は1960年から70年代半ばにかけてのものであり、受給者あたりの給付水準のアップが最大の要因であった。(資料3)70年代中葉以降、多くのOECD諸国では、国内総生産の伸びに沿った形で社会支出を増加させるようになってきており、1985年にはOECD主要7ヶ国の平均でここ25年間ではじめて経済成長の伸びが社会支出の伸びを上回る可能性が出てきた。また、個別の施策ごとに見てみると医療への支出の伸びは70年代中葉以降若干鈍化してきているのに対し、年金への支出は70年代中葉以降もほぼ従前と同じ速度で増加してきている。

大まかに言って、様々な社会政策のプログラムは福祉国家の当初の目的をかなりの程度達成したと思われるが、経済成長の減速、雇用状況の悪化と雇用形態の多様化、家族構造の変化等、各プログラムが構築さ

れた当初と比べて状況は大きく変化している。また、個人の選好も多様化している他、一部の人々、あるいは、それほど深刻でない危険までが過剰に保険、保護されているのではないかという危惧が現実になっている場合があり、各プログラムはこれらの変化に対応した構造的な変革を求められている。

社会政策が経済に与えるネガティブな影響については、あまりはっきりしたことは言えないが、比較のおだやかなものであり、主とし労働供給に関して生じると考えられる。

今後の社会政策の展開については、次のことを可能性として指摘できよう。

- ① 社会政策の供給と財政における私的セクターへの依存の増大
- ② 各プログラムにおける保険的要素と援助的要素の区別の明確化
- ③ 中央よりも地域、地方を重視し、半官半民のような実施主体の増大
- ④ 従来のプログラムの図式では割り切れないような問題が多くなり、単なる金銭給付ではなく柔軟に連携された施策の必要性の増大

(イ) 各論

a 医療

加盟国個々の医療制度は、かなり大きな相違を内包しているが資源の効率的な使用を達成しつつ、すべての国民に良質な医療サービスを提供するという基本的な目的は共通であり、アメリカを除く国々では、総医療費の8割又はそれ以上を公的な制度が賄っている。また、医療需要は制度の差異

にもかかわらず所得弾力性が高く、1人当たり医療費の1人当たり国内総生産に対する弾力性は1.4~1.5になっている。

さらに、医療サービスは以下のような固有の特性をもっており、それらはしばしばサービスの効率的供給のための市場原理の導入を限定するものである。

- ① 支払能力と無関係（逆相関的なケースも多い）に生じる医療需要
- ② 医療需要と年齢の強い相関関係
- ③ 高度の医療を必要とする比較的少数の人に対する医療支出の集中
- ④ 消費者の供給者の決定に対する強い依存、そして多くの場合、供給者は自分の決定したサービス内容に強い利害関係を持っていること
- ⑤ 消費者側のコスト意識の欠落
- ⑥ 出来高払い的な償還制度からくる供給者側の費用効率性の追求の弱さと過剰供給へのインセンティブ

近年、多くのOECD諸国は医療費の抑制策に取り組んでおり、ある程度の成功を収めているがそれらは主として、総枠としての医療費をあらかじめ定めたり、最近アメリカでメディケア制度に導入されたDRGのような個々の医療ニーズに対応して医療費の上限を細かく定め、供給者がサービスの質をおとすことがないよう医療サービスの質について十分なチェックをしながら、供給者がより効率的にサービスを提供するように競争原理を導入したものである。

いずれにしても、高齢化、医療技術の著しい進歩、疾病構造の<sup>7)</sup>変化等が新たな対応を迫っており、OECD諸国は今後も様々

な試行錯誤を重ねていかねばならないだろう。

## b 年金

1960年に国内総生産の4.5パーセントを占めるにすぎなかった公的年金支出は1983年には9パーセントに達した。また日米両国などを除く各国では、年金制度の運営は完全賦課方式のもとで行われている。

高齢者の所得水準は経済成長や老齢年金の改善によって絶対的にもまた勤労世代との比較においてもここ20~30年でかなり大幅に改善されており、働いていた時代に高い所得があったため十分な資金や貯蓄のある退職者に対し、さらに、従前所得に比例した高い年金を出すことが問題になっている。

今後、年金支出に圧力を加えることになる主要な要因は高齢化と制度の成熟化であり、もし、年金給付の従前所得に対する割合を維持するとすれば、国民経済に占める年金支出割合や保険料率の相当のアップが必要になり、逆に年金支出割合と保険料率を現行水準に据えおくとすれば、年金給付の従前所得に対する割合はかなり下がらざるをえないことになる。改革のための選択肢は限られているが、私的給付の役割の増大と併わせ、最近の日本の改革で導入された様に公的な定額給付、公的な所得比例給付、そして企業年金を中心とする私的給付という3段階給付の方向へ向かっていくのではないかと思われる。しかしその改革が経済にどう影響を与えるか（特に私的年金の役割を拡大する場合には、巨額の積立金がどう影響を与えるのか）あるい

は現役の世代は新たな積立と現行の賦課方式への拠出のため二重の負担を強いられることになるのではないかといった問題等改革の過程で多くの問題と直面することになる。

### (3) 「保健医療及び年金政策に関する日本・OECD合同ハイレベル専門家会議」の開催

日本政府は、今後世界に例のない急速な人口構造の高齢化という大きな課題をかかえて、従来からOECDにおける社会政策への取組みの強化を強く働きかけてきたが、1985年11月に多くの第一線の研究者や加盟国の高官及びOECDの担当官の参加を得て、OECDと日本政府の共催による保健医療及び年金政策に関するハイレベル専門家会議を4日間にわたり東京で開催することに成功した。<sup>8)</sup>その背景としては、経済成長の鈍化と国家財政の悪化の中で医療及び年金制度の効率的、効果的運用が加盟国共通の重要な政策課題となっており、急激な人口構造の高齢化を控えた日本が特に強い関心を有していたことがあげられる。

医療については、高齢化が医療費に与える影響、長期にわたる医療、医療供給の効率化、医療技術の進歩の問題等が、また年金については、公的給付と私的給付、経済成長と年金制度、支給開始年齢の引上げ等が論点となり活発な議論が展開されたが、両制度の改革のためには、国民的コンセンサスづくりが必要であり、今後、より高度の政治レベルにおいても国際的な意見交換を行っていくことになった。

この会議は日本の今後に多くの示唆を与えただけでなく、オブザーバーとして参加した中国、韓国等アジアにあって、日本をはじめとする先進国の経験に学びながら社会政策を立案している国々にとっても意義深いものとなったであろうことも併せて指摘しておきたい。

## 4. 今後の展開

現在進行中のいくつかのプロジェクトのうち、医療、年金、高齢化が社会政策に与える影響の三つについては来年中にレポートが出版されることが予想されている。いずれも優れた担当者か中心となって作業が進められているので、ここでその内容に言及することはできないが、極めて良質のレポートになることが期待される。また、失業補償及び世帯収入の両プロジェクトについても、遅くとも1988年までにはレポートが提出されることになるとと思われる。

また、近い将来、医療及び年金政策を中心に、社会政策に関する大臣級の会議を開催することが検討されていることについては、前に述べた通りである。

今後、OECDが社会政策に関する取組みについてどういう方向へ進んでいくかは、社会労働教育局内部でも様々の議論があるほか経済統計局をはじめとする他部局の動向<sup>9)</sup>も含め筆者の予想しうるところではないが、ここではいくつかの可能性を指摘しておきたい。

一つは、社会政策が経済に与える影響や社会政策と経済政策の調整等のマクロ的な

スタディの強化という方向が考えられる。この方向は、従来の社会政策の分析が主としてその分配面における効果を対象とするものであったのに対し、今や社会政策は消費と貯蓄および投資に対する資源配分を通じて、国民所得の決定に無視できない影響を与える程に拡大し、その視点からの分析が不可欠であるという認識が基礎になっている。

もう一つの可能性としては、従来の方向を踏襲し、各社会政策プログラムの効果と効率性を分析し、改革の方向を提言していくということが挙げられる。この場合、各プログラムの特定の側面、例えば医療における長期医療の問題や、年金における支給開始年齢の問題等にスポットをあてたり、(狭義の)福祉政策や家族手当の問題等まだOECDが取り組んでいない課題に着手すること、が考えられる。

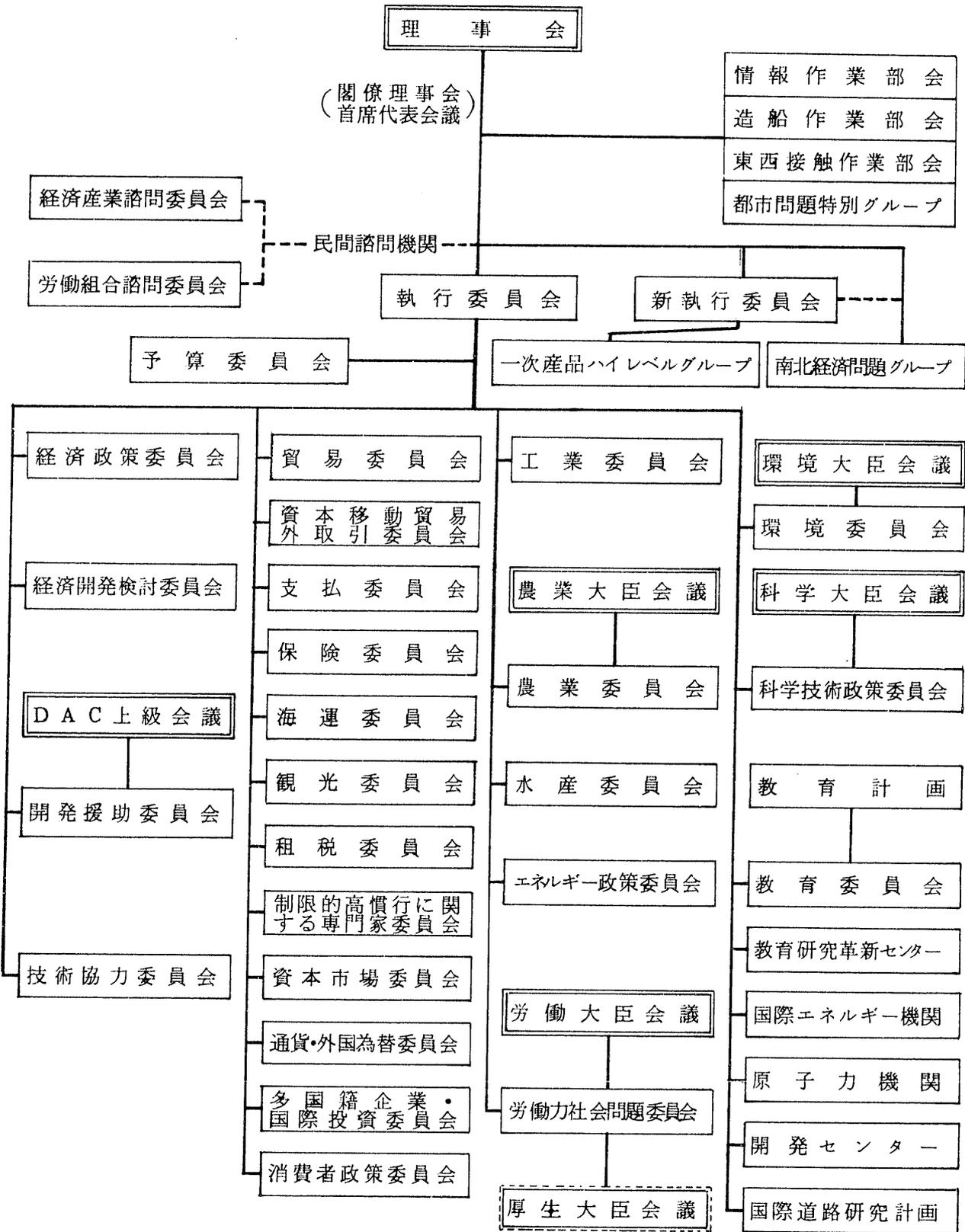
また、加盟各国の社会政策の動向を定期的に、いわば、“Social Policy Outlook” というような形で紹介していくことも検討されることになるだろう。

いずれにしても、加盟各国にとって社会政策の問題は今後ますます重要な政策課題になっていくことが予想され、OECDにおける今後の取り組みの展開は大いに注目されるところである。(終)

## 注

- 1) OECDの組織及び活動全般を理解するための手頃な手引書として、宮崎正雄著「OECDと先進国経済」(教育社)があり、拙稿も多くをそれによっている。また、OECD自身からも毎年度その活動報告が出されている。
- 2) この値は、現在OECD及びECにおいて開発中の purchasing power parities と呼ばれる価格指数を用いて価格差の修正を行った後のものである。
- 3) 両者はそれぞれ *Public Expenditure on Health* 及び *Public Expenditure on Income Maintenance Programmes* として公表されている。
- 4) この他にも教育に関する公共支出について同様のレポートが報告されている。
- 5) 同会議における論議は、「福祉国家の危機」(*The Welfare State in Crisis*) としてまとめられ、邦訳されている。
- 6) ここでいう社会支出とは、教育、医療、年金・失業補償その他の所得保障プログラム及び福祉サービスに対する直接的な公共支出を指す。従って私的医療保険、企業、個人年金及び私立学校等私的セクターに関する支出は除かれている。
- 7) 結核をはじめとする多くの感染症が、ここ20~30年で劇的に克服されつつある一方、人口構造の高齢化も手伝って高齢者の慢性疾患に対する対応が最大の問題となってきた。OECD加盟の数か国のデータによれば、1人当たりの生涯医療費の約70パーセントが死亡前の6カ月に集中して配分されている一方、病院の場合の半分のコストで足りるホスピスでのケアから患者自身はより高い満足を得ているとの指摘もある。
- 8) 会議の内容についてはすでに厚生省から報告書が出されており詳細についてはそれに譲ることとしたい。
- 9) 経済統計局は従来から社会支出を中心とする公共支出増大の分析や公共部門の役割等について検討を重ねてきており、最近も *The Role of Public Sector* という興味深いレポートを公表している。

資料1 OECDの機構



出典：宮崎正雄「OECDと先進国経済」

資料2 OECD主要7カ国における社会支出(1981)

	平均	カナダ	米	仏	西独	伊	英	日
総社会支出の対国内総生産比(%)	24.8	21.5	20.8	29.5	31.5	29.1	23.7	17.5
総社会支出の対総政府支出比(%)	60.9	52.3	58.9	64.9	68.5	67.7	54.7	59.1
社会保障移転の対世帯可処分所得比(%)	17.9	15.2	12.8	27.8	21.1	18.1	16.4	13.8

出典: Social Expenditure 1960-1990 OECD, 1985年およびOECD所得統計

資料3 OECD主要7カ国における各社会支出の実質年間成長率及びその要因分解

(1) 1960-1975

	計	人口	適用範囲	受給者当たり給付水準
医療	9.0	1.0	1.3	6.5
年金	8.2	2.4	1.8	3.8
教育	6.2	0.6	1.4	4.1
失業補償	12.7	4.4	1.5	6.4
計	8.0	1.6	1.6	4.6

(2) 1975-81

	計	人口	適用範囲	受給者当たり給付水準
医療	3.4	0.5	0.1	2.8
年金	6.8	2.1	1.1	3.5
教育	1.4	-0.4	0.4	1.4
失業補償	5.7	6.5	-2.9	2.2
計	4.2	1.2	0.4	2.6

出典: Social Expenditure 1960-1990 OECD, 1985年

海外の動き

資料4 OECDにおける社会政策問題への取組み

1948	OEEC（欧州経済協力機構）成立	1982	医療プロジェクト専門家会議
1961	OECDへと拡大改組	1980. 10	80年代における社会政策に関する会議 →フォローアップする意味で81年より社会支出の増大とその抑制に関するプロジェクト開始
1964	日本加盟	1983. 10	社会支出プロジェクト専門家会議
1972	労社委に所得移転政策についての部会設置	1983. 12	第60回労社委で社会政策部会設置決定
1977	老齢年金についてのレポート （“Old-age Pension Scheme”）	1984. 6	医療プロジェクト専門家会議
1977	失業補償についてのレポート （“Unemployment Compensation”）	1984. 10	第1回社会政策部会
1977	経済政策委員会・公共支出に関する部会 所得保障政策についてのレポート （“Public Expenditure on Income Maintenance Programmes”） 医療保障政策についてのレポート （“Public Expenditure on Health”） →労社委が引き継ぎ、78年より医療保険の制度・政策に関するプロジェクト開始	1985. 6	第2回社会政策部会
		1985. 11	社会保障に関する日本・OECDハイレベル専門家会議
		1986. 7	第3回社会政策部会
		1987. 3	第4回社会政策部会（予定）
1977	医療プロジェクト専門家会議		
1979	〃		
1980	〃		

出典：香取照幸によるOECDにおける社会政策問題への取組みの紹介，社会保障年鑑1986年版

## スウェーデンの住宅建築基準法における福祉的視点

城戸 喜子

(社会保障研究所主任研究員)

## 前書き

社会保障の前提条件として、雇用の必要性はしばしば言及される。一方、住宅について同様な主張のなされることは、日本ではあまりなかった。しかし生活保護や年金給付に関しても、持ち家居住の場合と大都市における賃貸住宅居住世帯とを同様に扱うべきでないこと、入院医療から在宅医療への転換、老人や身体障害者の自立生活・在宅ケア等を考えれば分かるように、健康的で生活し易く且つさほど高価でない住宅に居住できることは、生活の基本的条件である。そうした意味で住宅が、福祉政策の重要な一側面であることは否定できないだろう。

とはいえ住宅政策の範囲は、(1)公的介入の形態—公的部門による直接的供給か、民間企業による供給への金融・税制面での優遇措置か、家賃統制か—から始まり、(2)家計への金融・税制面での優遇措置、住宅手当の支給、(3)更に一般住宅に関する建築上の規制にまで及ぶ。(1)及び(2)については、日本に於ても施策が皆無ではないし、論議されることもある。しかし(3)についてそう

したことは殆ど無い。

一般に多くの国で、建造物に関する基準や規制は存在するし、日本に於ても建築基準法は確かにある。しかし、昭和25年に公布された本邦建築規準法は、第1章総則第2条第1項建築物の定義において、一般住宅を特定しておらず、建築物は総て一括して扱われている。又、第2項は特殊建築物として、学校、病院等23のものを挙げているに過ぎない。更に総則のどこをみても、一般住宅について特別な規定はない。住宅を指定して規則が述べられているのは、第2章建築物の敷地、構造及び建築設備の中で、居室の採光及び換気(28条)、日照(29条)、地階における住宅等の居室の禁止(30条)だけであり、その他に別表2用途地域内の建築物の制限に、第1種住居専用地域内に建築することが出来る建築物に住宅と指定されているに過ぎない。

この様に日本の建築基準法は、一般住宅に関する原理・原則や詳細な規定を含んでいるとは言えない。勿論、建築物全般に関する規定が住宅にも適用されるとは考えられるが、それらは全体に安全と衛生に関する物理的条件を定めているのみで、快適な

## 資 料

日常生活（広さや機能）あるいは福祉的視点を考慮したものではない。筆者はたまたま昭和54年に、1カ月程スウェーデンに滞在し、福祉政策との関連で住宅環境に関する資料を収集する中に、スウェーデン建築基準法（Svensk byggnorm：SBN1975）が、障害者や老人の地域での自立生活を可能にするという原則の下に作られていることを知った。これは、（社会）福祉に於ける正常化及び統合化の原理を反映していると考えられる。

筆者は社会福祉や住宅の専門家でもないし、両者の接点に関する研究に特に携わって来た訳でもない。しかし、日本ではそうした研究が余り見られないため、単なる資料提供の意味で、上記SBNに於ける住宅関係の規定を中心に、同国の建設・建築法規に於ける福祉的（日常生活に於ける快適さの増進をも含む）条項の例示的紹介を行いたい。以下、第1節で同国に於ける主な建設・建築法規の種類、第2節でSBNの構成と規定事項、第3節で同国に於ける住宅の種類、第4節で住宅に関する規定の実例を扱う。

### 1. 建設・建築法規の種類

建設計画、その実施、管理、行政に必要な事項を規定しているスウェーデンの建築法規は、主として次の三つである。(1) Building Act (Byggnadslagen：BL), 1947, (2) Building Ordinance (Byggnadsstadgan：BS), 1959, (3) Building Code (SBN), 1975. これらのうちBLは、主として土地開発と

その計画に関する法規であり、その他に土地使用、一般建設計画、実施、管理等に関する原則的な事項をも規定している。BSは、上記BLの原則に基づき実際に適用される建築法規であり、建築行政の単位であるコミューンの建設委員会が、土地利用・分割・建設計画、施行、管理等の行政に当たって、この法律に依ることが多い。

SBNはBSを更に具体化したものであり、建築構造、安全衛生、防・耐火基準、設備の機能、及び「良き住居」に必要な面積、屋内気温、騒音遮断等に関する細則が盛られている。即ちこれらの法律は、BL－BS－SBNと具体化・詳細化してゆき、末端にあるSBNは建築計画、建築許可申請、施行管理等に実際に用いられる建築基準法であると言えよう。この他にこれらを補足する条例、勧告等多数の規制が、関係監督官庁よりそれぞれ出ている。例えば、防衛庁からは地下防空室の設計基準が、消防庁からは避難路、ドア等の仕様に関する規定が、交通安全局からは道路及び駐車に関する条項が出ている。

### 2. SBNの構成と規定事項

SBNは老人や障害者を含む全ての人が、自分の住む地域で平等に、安全で健康で便利で快適な生活を送れるような居住・生活環境を作り上げる為に、次の様な事項について規定している。即ち、第1章で建築許可・監督の様な一般的事項、第2章で建築構造の安全性、第3章で建物の安全性（防火、防水、断熱等）と、衛生に関わる事項

(防湿, 防音, 耐寒, 換気, 採光等), 第4～5章で建物の設備(エレベーター, ダストシュート, 煙突, 暖房・給水設備等)に関する事項, 第6～7章で建物の各部分の広さと, 建物の種別別特別事項である。ここで注意すべき点が二つある。第一は, 障害者や老人が自分達専用の特別の住宅だけでなく, 全ての建物に不自由なく出入り出来ることを狙っている点であり, 第二は建物の種別別特別規定に関する第7章で一般住宅が特定され, かなり詳細な規定の見られる点である。

第一の点については, 例えば建物の各部分の広さに関する第6章で, 入口・エレベーター等については少なくとも一つが, 担架や車椅子の使用出来る程広くなければならないと規定されていることから明らかである。第二の点は, 日常生活に於ける不自由(障害)の除去や快適さの増進と, 住居構造との密接な関わりの認識, 即ち人間の福祉あるいは生活の質と住宅との不可分性に関する正しい理解を示していると言えよう。SBNは, 住宅の持つ各機能を最善に保持することを目的とし, 福祉政策の一環を担っているのである。

### 3. 住宅の種類

SBNの適用対象は全ての建物であるが, 本稿では住宅を中心に述べるため, ここでスウェーデンに現存する住宅の種類を見ておこう。同国に於ける住宅は先ず, (1)小住宅, (2)アパート, (3)福祉住宅の3種類に大きく分けられる。更に, (1)は一戸建て

(villa), 長屋風テラス・ハウス(radhus), 長屋風一戸建て(kedjehus)の3種類に, (2)は低層2-4(Lammelhus, Loftgånghus), 中層5-7階, 高層8-12階(höghus etc.)の3種類に, (3)はサービス・ハウス(servicehuset)とフォーカス・アパルトメントの2種類に分けられる。この内, (3)の前者は老人用アパート+食堂, 運動室, 医療室, 手工芸室, 美容室, 集会室, 図書室等から成り, 後者は障害者用アパート・ホテルである。次にDUDEN, Bildwörterbuch (Schwedisch)から各種住宅の写真と, スウェーデン社会庁の文書(Socialstyrelsen redovisar, Servicehus för äldre, 1972)からサービス・ハウスの典型的な間取り図を掲げておく。

### 4. 住宅に関する規定の実例

住宅の仕様に関する原則的規定はBSの46条に見られ, 必要面積, 機能及び設備の基準として下記の事項が掲げられている。

- (1) 必要な耐寒, 防音, 防湿のための遮断装置
- (2) 暖房, 換気の十分な設備
- (3) 十分な塵芥処理装置
- (4) 居室の最小面積として7 m<sup>2</sup>
- (5) 居室の天井の高さ, 少なくとも2.4m
- (6) 居室及び台所に, 外気に接する窓
- (7) 集合住宅に倉庫, 洗濯場, 乾燥室, 寝具・カーペットの干し場, 外部から直接に入れる自転車, 乳母車等の置場
- (8) 住宅は出来るだけ日当りを良くし, 必要な場合の換気に備え, 吹抜けを可能に

図1 各種住宅

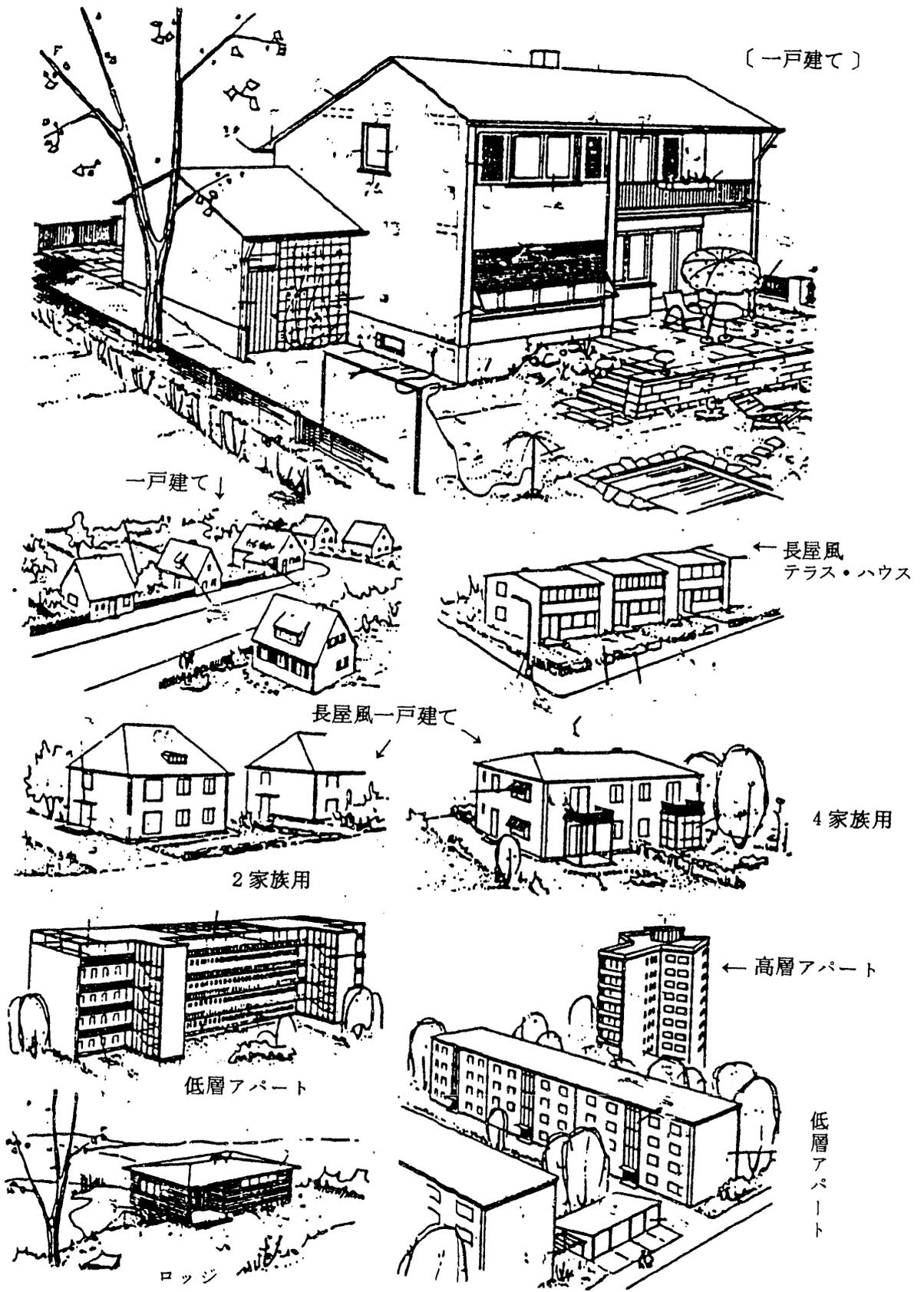
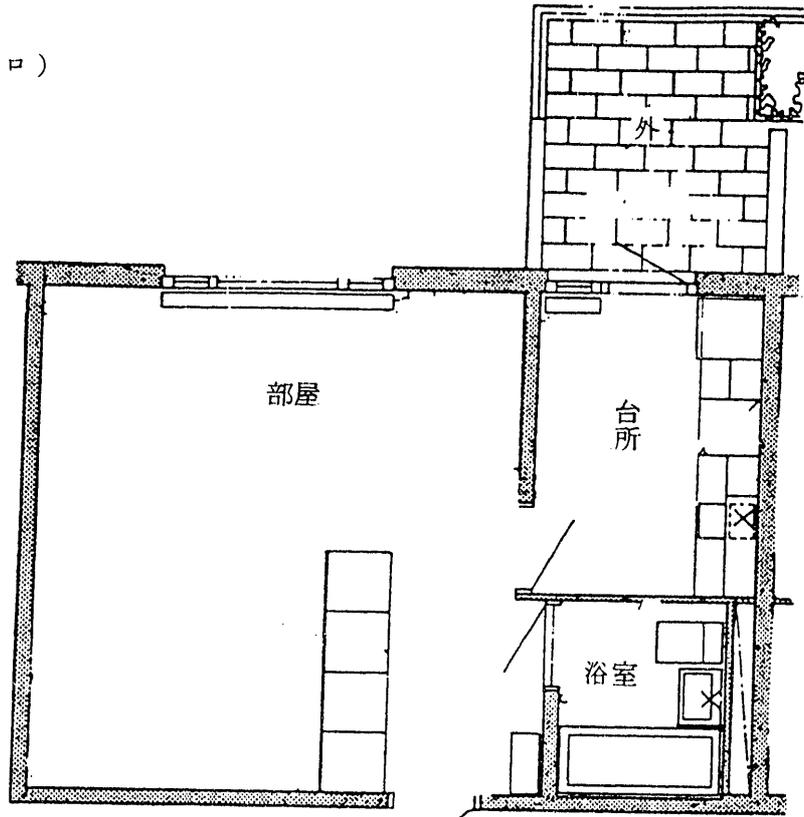


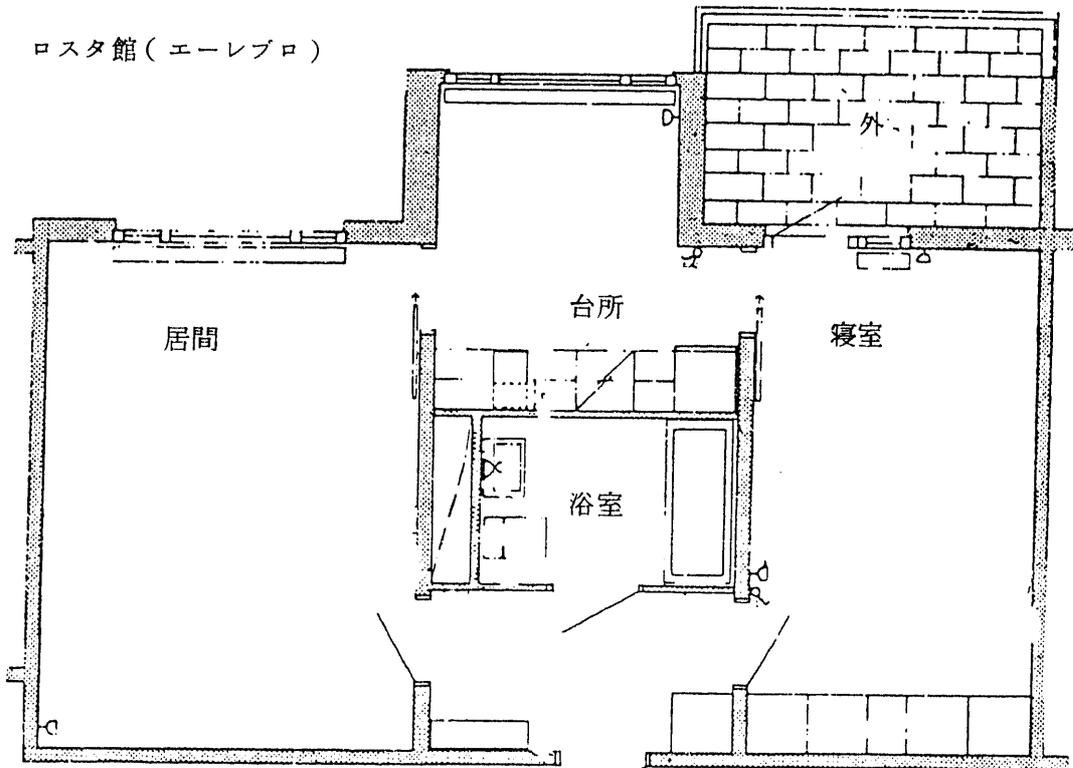
図2 サービスハウスの間取り

1. ロスタ館(エーレプロ)



1 RoKv 34,7 m<sup>2</sup>

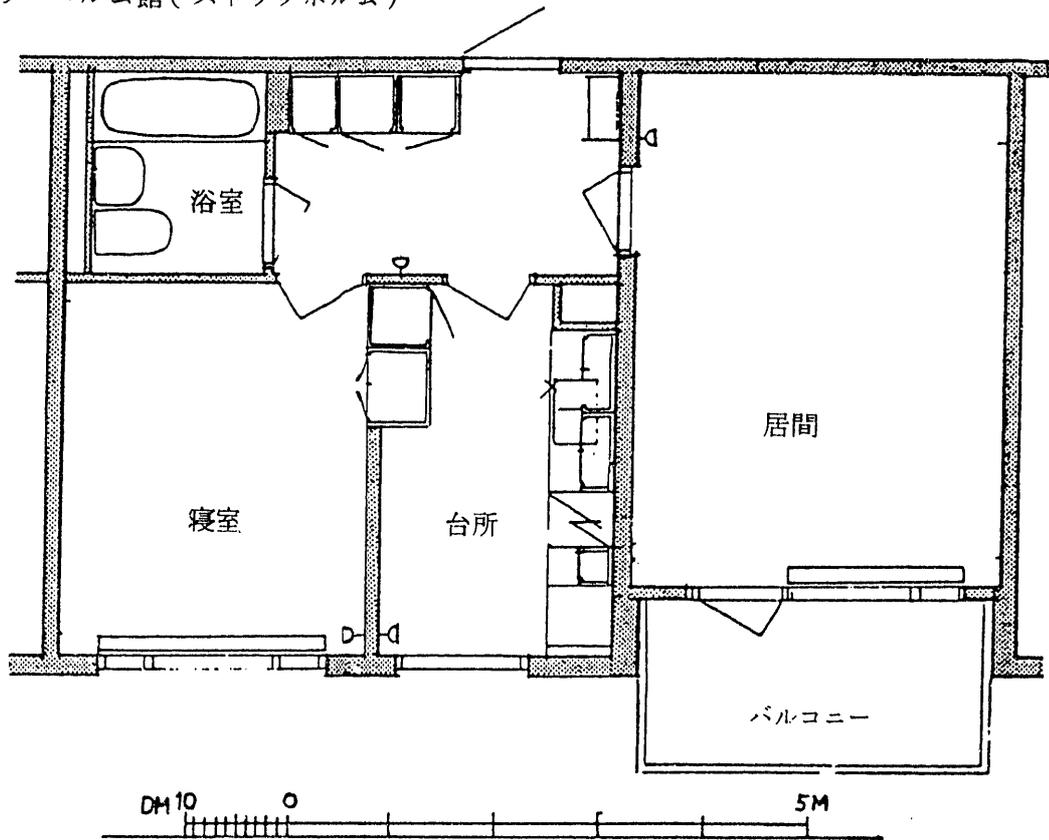
2. ロスタ館(エーレプロ)



2 RoKv 51,1 m<sup>2</sup>

資料

3. セーダーマルム館(ストックホルム)



することが望ましい。

(9) 住宅には、その大きさに応じたバルコニー、テラス等を設けるようにする。

この他に、SBN第7章住宅には、例えば次の様な細則がある。(但し前提条件として、どの住宅も障害者が不自由なく使用出来るように作られていることが、最初に述べられている。)

(1) 住居の大きさと設備との関係

1 R K 居間、食卓の置ける台所、衛生設備(WC、洗面台、シャワー)

1 ½ R K v 一人用寝室(7 m<sup>2</sup>)、キッチン、衛生設備

1 ½ R K 居間、一人用寝室、食卓の置ける台所、衛生設備

2 R K v 居間、二人用寝室(10 m<sup>2</sup>)、キッチン、衛生設備

2 R K 居間、二人用寝室、食卓の置ける台所、衛生設備

2 ½ R K 居間、二人用寝室、一人用寝室、食卓の置ける台所、衛生設備

(2) 各室の配置

住居の中の各部屋は、住居の機能と働きとを勘案して、適切な相互関係を作り出すように配置されること。例えば寝室は他の部屋への唯一の通路であってはならない。

(3) 居住スペース

家具の移動性との関連：部屋の作り方、ドアや窓の取り付け方は、その部屋が本来の目的に沿って、十分に家具を動かせる

る様なものであること。

居間：居住用アパートには、少なくとも3.6 mの幅を持つ居間がなければならない。しかし、もし長い方の側に窓があるならば、居間の幅は3.4 mでも良い。但し、家具の様々な置き方を可能にする為には、4.5 mが望ましい。2 R K又は其れ以上のアパートならば、少なくとも20 m<sup>2</sup>の空間を持たなければならない。

S B Nは又住宅に特定せず、全ての建物に於ける各部分の広さを規定している第6章で、入口、エレベーター、ドア、階段、スロープ等移動通路について次の様に述べている。

(1) 入口とエレベーター

入口：建物への入口は少なくとも一つ、障害者にとって利用出来るものでなくてはならない。そして、その入口は見つけ易く表示されていなければならない。

通路：集合住宅に於けるアパートからの通路は、担架が通れねばならない。又、アパートとエレベーターとの間の通路の少なくとも一つは、階段なしに作られていなければならない。

エレベーター：人の乗るエレベーターの広さは110cm×120cm、家具（担架）用エレベーターは110cm×220cmであること。

(2) ドア

ドアは通過の為に十分な開きが可能で、車椅子から開閉出来る様に作られていなければならない。入口ドア、エレベーター・ドア等は80cmの自由な通過部分と、更にドアを開いた側に70cmの幅を持った自由な空

間のあることが要求される。入口の幅は最低1.3mなければならない。（車椅子の回転に必要な面積は、1.3×1.3m）

(3) 階段及びスロープ

18段以上の階段は、二つ又は其れ以上の階段の組に分けられる。そしてそれぞれの階段の組には、少なくとも同じ広さを持った踊り場が付いていること。階段やスロープは、高さの相違が分かる様に作られていること。家屋の中の様々な部分間の高さの相違は、最高1.12mの傾きと最長6 mの長さを持つスロープとして通路が出来ているならば、認められる。又階段やスロープに於ける高さの相違に気付く様に、例えば最初の一段と最後の一段に印を付ける。

(4) 部屋の付属品

電話ボックス、外套棚等は、障害のある人々が利用出来る様に、見つけ易く、又使われ易く作られていなければならない。更に電話や操作部分は、床上90cmの所に置かれ、車椅子から届くようにしてあること。

(5) 操作用具

エレベーターの中の操作ボタン、非常ベル、インターホーン、ドアの把手、スイッチ等は、障害のある人々が利用出来る様に作られていること。又それらは、床上90-120 cmの所につけることを認められている。

S B Nは更に、建物の安全・衛生を定めている第3章で、特に住宅を指定して騒音遮断について次の様に述べている。

(1) エレベーターの縦穴、廊下又はアティックと居住用アパートとの間の扉は、最低音量級の30dBで作られていること。

(2) 建物内での通常の活動に際して、建物

## 資 料

の内側にはあるがアパートの外側にある空間。(廊下, 玄関, 踊り場, 階段等)からの恒常的な騒音についての基準は, 寝室と居間とで30dB, 台所で35dBを越えないというものであり, 建物の設備は其の様に作られること。但し昼間(7-20時)は, 寝室と居間とで35dBまで認められる。

(3) 上下水道設備は, アパート外での水の汲み上げと排水とに際して, 騒音水準が寝室と居間とで35dB, 台所で40dBを越えない様に作られている。

(4) 24時間作動しているアパート内の設備, 例えば冷蔵庫, 暖房・通風装置は, 騒音水準が寝室と居間とで30dBを越えない様に作られること。

## 結 び

以上, S B Nの住宅に関する規定を中心

に, スウェーデン建設・建築法規中の福祉的条項を例示的に紹介して来た。従って以上が福祉的条項の総てではないし, また必ずしもそれらを体系的に述べたのでもない。しかし, 住宅政策が福祉の領域に取り込まれ, 統合されていること, そしてそのことによって初めて正常化の原理も実現され得ることが分かるであろう。又, 住宅建築に関する規定は, 日常生活の不便・不快・障害を除去し, 快適さを増進するようなものであるべきだという視点も理解出来るであろう。騒音遮断に関する条項はその典型的な例である。

## 付 記

[S B N等のスウェーデン語文献の解説に関して小野寺信, 百合子御夫妻から多くの御教示と御助言を頂きました。記して感謝致します。但し, あり得べき誤りにつきましては, すべて筆者の責任であることを付け加えます。]

## 大量失業と貧困—イギリス, フランス, 西ドイツの 自治体比較研究について

下 平 好 博  
(社会保障研究所研究員)

Roger Mitton, Peter Willmott, Phyllis Willmott (1983), *Unemployment, Poverty, and Social Policy in Europe: A Comparative Study in Britain, France, and Germany* (Bedford Square Press, London), 99 pp.

わが国では、依然として失業問題に対する国民の関心は低い。これは言うまでもなく、二度のオイル・ショックを経てもなお失業率を2～3%台の水準に維持していることよろう。一方、西ヨーロッパ諸国では、スウェーデン、スイス、オーストリアなど一部の国を除き、失業率は軒並み10%近くの水準に達し、なかにはイギリス、オランダ、ベルギー、デンマークのようにすでにその水準を超えてしまった国もある。したがって、このような大量の失業者を前に失業問題に対する国民の関心はとりわけ高く、その打開に向けて様々な方策が講じられている。

ところで、このような大量の失業者の発生は、ベヴァリッジの言葉を借りるまでもなく、社会保険を中心に据えた今日の社会保障制度の根幹に触れる問題を含んでいる。

(i) まず、失業保険はそもそも短期の失

業者だけを想定しているため、不況が長引き失業者の失業期間が長くなれば、稼得手段を失った人々を失業保険を通じて救済することは難しくなる。また、新しく労働市場に参入し、職が見つからず「失業者」となった者の場合、はじめから失業保険に加入するチャンスがないため、そこから給付を期待することはできない。したがって、これらの人々は所得保障という点で、失業扶助に頼るか、あるいは「貧困層」となって生活保護を受けるかの選択をせまられる。

(ii) だが、そのような公的扶助を簡単に利用できるかどうかは国によって大きく異なり、あらゆる低所得者が等しく最低生活の保障を受けることができるわけではない。特に、失業者が公的扶助を受けようとする際に、失業を「個人の怠情」とみなす考えが根強く残っているような国では、それに対する社会の批判も強くなる傾向がある。

(iii) また、大量の失業者の発生は年金をはじめとするその他の社会保険制度にも重大な影響を及ぼす。社会保険制度はそもそも安定した雇用関係のもとでキャリアの中断なく長期にわたって働く労働者を想定しているため、もし失業によって稼得機会が

失われ、社会保障への加入期間が中断されることになれば、人々が将来受け取る給付にも影響が出てくる。したがって、大量失業の時代には、社会保障制度のもつ「防貧機能」が破壊される恐れがあり、貧困が新たに拡大する危険がある。

ここに紹介する『ヨーロッパにおける失業、貧困、社会政策』は、イギリスのブリストル、フランスのランス、西ドイツのザールブリュッケンという3都市を対象に、この失業と貧困との関係を失業者世帯の家計レベルにまで掘り下げて調べた比較研究である。3都市の調査にはロンドンの地域問題研究所 (Institute of Community Studies)、パリの生活問題研究所 (Centre de Recherche pour l'Etude et l'observation des Conditions de Vie)、ボンの現代社会科学研究所 (Institut für angewandte Sozialwissenschaft) がそれぞれあたり、1979年の夏に一斉にこれらの3都市を対象とした調査が実施されている。本調査報告書の内容をあらかじめ示せば、次のとおりである。

1. はじめに
  2. 調査対象となった地域とサンプルの特性
  3. 貧困
  4. 失業
  5. 失業者を対象にした所得保障制度
  6. 失業者以外の者への所得保障制度
  7. 低所得、失業、社会的不利益
  8. 政策的インプリケーション
- 以下、順番にその内容を紹介していきたい。

## I

まず、第1・2章では、研究の目的、調査の方法、調査対象となった地域とサンプルの特性がそれぞれ説明されている。本調査はEC委員会の貧困調査プログラムの一部として実施されたものであり、調査の目的は失業が原因で貧困に陥る人々に対していかなる施策を政府が用意すべきかを明らかにすることであった。その背景には、ヨーロッパの失業問題に対する次のような認識があったことは言うまでもない。(i) 現在EC諸国の失業は単なる特定の構造不況業種や地域における失業ではなく、一国全体を巻き込んだ失業問題へと発展している。(ii) そして、この兆しは今後20~30年間続くと予想される。(iii) しかし、EC諸国はこれまで長いあいだ失業を経験せずに来たので、各国の社会政策はこの大量失業という事態に対応が遅れがちである。特に、失業者の間で徐々に貧困が拡大している事態はこれまでの社会政策に大きな修正を迫る問題である。そこで、現在の「貧困層」がどのような特性をもち、また失業を契機に人々がどのような経路を通じて「貧困層」となるのかを調べる必要があった。

調査対象となったイギリスのブリストル、フランスのランス、西ドイツのザールブリュッケンは、それぞれ人口20~40万の各国を代表する中心都市であり、ここ数年のあいだに失業者が急増した地域である。しかし、決してひとつの構造不

況業種が支配するような企業城下町であるわけではない。調査にあたっては、これら3都市から3,000前後のサンプルを抽出し、その世帯構造・家計構造を調べた後で、特に失業者を抱える世帯について詳しくインタビューを行うという形がとられている。一般サンプルから調査を開始した理由は、(i)登録失業者だけを対象とした場合、求職中ではあるが未登録の「失業者」（例えば、既婚女子求職者など）を把握できないこと、(ii)また、一般サンプルを使えば、失業者を抱える世帯の生活実態をその他の要保護グループ（退職者世帯、母子世帯、傷患者世帯、大家族など）のそれと比較できることによる。なお、各地域の世帯構造は、ランスにおいて児童を多数抱える大家族が多く、ザールブリュッケンでは児童数の少ない小家族が多いという特徴がある他は、いずれもほぼ似たような特徴をもっていた。

## II

続く第3章では、本研究を進める上での前提となる所得の測定および「貧困」の定義についてそれぞれ説明が加えられている。ここでは、「世帯単位」で所得を測定し、租税や社会保険料を控除し、社会保障給付を加えた後の世帯の毎月の収入が対象となっている。そして、世帯規模の違いを考慮に入れるため、世帯主を1.0、それ以外の成人（16歳以上）を0.8、11～15歳までの児童を0.5、11歳未満の児童を0.33とする equivalence scale

を使って「人員単位当たりの世帯所得」（household income per person unit）を求めている。なお、ここでは住宅費について特にそれを所得から控除していない。一方、「貧困」を定義するにあたっては、相対的基準にしたがってそれを定義している。「相対的貧困」といっても、それを求めるいくつかの方法がある。例えば、(i)政府が公表する最低生活基準にしたがってそれを定義するもの、(ii)製造業で働く平均的肉体労働者の所得を世帯構成に応じて試算し、それを基準に相対的貧困を定義するもの等々、様々である。しかし、ここでは、(iii)調査データそれ自体から基準となる所得水準を設定するという方法がとられている。具体的には、サンプルの中から世帯主の年齢が退職年齢（男子65歳、女子60歳）以下で、フルタイム（週30時間以上）の仕事についている人々を捜し、そこから標準所得（standard income）を計算するというものである。そして、この標準所得の五分の三以下の所得階層を「貧困世帯」とし、さらに五分の二以下の所得階層を「最貧困世帯」として定義している。

この貧困基準にしたがって3地域の貧困発生率をみると、ブリストルで17%が「貧困世帯」に、さらに2%が「最貧困世帯」にあり、ランスでは24%が「貧困世帯」に、さらに6%が「最貧困世帯」にある。そして、ザールブリュッケンでは14%が「貧困世帯」に属し、4%が「最貧困世帯」となっている。つまり、

「貧困世帯」の発生率はランス、ブリストル、ザールブリュッケンの順で高いが、「最貧困世帯」についてはランス、ザールブリュッケンと比べて、ブリストルでその発生率は低い。また、世帯類型別に見てこの3地域に共通していえることは、(i) 片親世帯（「貧困世帯」の発生率 B 33%、R 26%、S 39%）、退職者世帯（同 29%、R 42%、S 16%）、大家族（子供3人以上の世帯：同 B 31%、R 45%、S 41%）において貧困発生率が高くなる傾向があるが、(ii) なによりも重要なことは、退職者世帯を除いて稼得が家計の最も大きな収入源であり、したがって世帯の中で有給の仕事についている者がいるかどうか、「貧困世帯」になるかどうかを左右しているという点である（退職者世帯を除く世帯のうち、稼得者がいない世帯の貧困発生率は B 57%、R 66%、S 58%である。）

### III

第4・5章では、本調査の主題である失業を取り上げ、現代の失業の特徴並びに失業者に対する各国の社会政策の有効性が検討されている。ここでは「失業者」を生産年齢（男子16～64歳、女子16～59歳）にある登録失業者および未登録ではあるが求職中の失業者として定義している。したがって、公式統計の「失業者」よりもその範囲は広い。失業者をこのように定義すると、それぞれの地域における失業には次のような特徴がみとめられる。(i) 若年層に対する職業訓練制度が発達しているザールブリュッケンでは

ティーンエイジャーの失業率が低い（16～19歳の失業率4%）。一方、ランスとブリストルではかれらの失業率は高い（同 B 14%、R 13%）。特に、ランスでは新卒者が直接失業者となるケースが多く、その大半が6カ月以上の長きにわたって失業中である。これは各国の若年失業対策の違いによるものである。つまり、西ドイツでは職業指導を卒業以前の段階から丹念に行い、18歳に達するまであらゆる新卒者に職業訓練が用意されているのに対して、イギリスやフランスでは新卒者が失業した後にはじめて職業訓練を実施している。(ii) 次に高齢労働者についてみると、早期退職制度が発達し、公的年金の繰り上げ受給ができるランスとザールブリュッケンにおいて60歳台前半層の退職が目立ち、一方一部の企業年金についてだけそのような早期受給がみとめられているブリストルではこの年齢階層は高齢失業者として労働市場に止まるケースが多い。だが、早期退職制度にも弊害があり、ザールブリュッケンやランスでは年金支給開始年齢が近づく50歳台後半層において求職活動を一切行わず失業者として登録している者が多数みとめられる。(iii) さらに、いずれの国でも障害者、人種的少数グループの失業率は高い。この3都市はいずれも各国の全国平均と比べて人種的少数グループが際立って多い地域ではないが、それでもブリストルでは西インド諸島やアジアからやって来た非白人系労働者が、またランスでは北アフリカ、スペイン、ポルトガ

ル、イタリア系の外国人労働者が、さらにザールブリュッケンではイタリア、トルコ、ユーゴスラビアからの外国人労働者がそれぞれ生活している。かれらの多くはすでに10年以上そこの生活歴を持ち、低賃金・低ステータスの職種についている。そして、一般に子供数が多いために、「貧困層」に集中する傾向がある。

(Ⅳ) 失業はまた労働者の勤続年数の長さとも関係している。一般に現在の職歴が短い者ほど失業者となる確率が高く、そのような職歴の短い者は再就職をする上でも困難に直面する確率が高い。そして、ここでの発見は勤続年数の短い若年層において失業率が際立って高いとする先の事実と一致している。(Ⅴ) だが、失業期間でみると、失業は高齢労働者(45歳から退職年齢までの者)ほど深刻である。実際に求職活動を行っている高齢労働者に限ってみても、一年以上失業中の者がいずれの地域でも半数以上を占めている。

ところで、失業世帯の生活実態はどうだろうか? 世帯主が退職した世帯を除いて、失業者のいる世帯とそうでない世帯とを比較してみると、前者の貧困発生率は後者に比べて格段に高いことがわかる(B44%, R42%, S42%)。そして、特に世帯主が失業中の世帯はその平均所得がいずれの地域でも標準世帯のほぼ二分の一に落ち込んでいる。だが、失業者を抱える世帯であっても世帯構成員のうちいずれかひとりが職についていれば「貧困世帯」に陥る危険性は低い。一方、

世帯構成員の誰ひとりも職をもたない失業世帯では各都市とも三分の二が「貧困層」にあり、「最貧困層」に陥る世帯もブリストルで17%、ランスで38%、ザールブリュッケンで36%とかなり高い水準に達している。

では、どうして各国とも失業給付制度が存在するにもかかわらず、それらは有効に機能していないのであろうか? イギリス、フランス、西ドイツとも失業者を救済するための給付体系は単一の制度のもとに整理されているわけではない。むしろそれらは異なる時代に異なる目的のために設立された制度の集合である。

(i) イギリスは国民保険のもとで失業給付(調査時点では、定額給付<支給期間1年>プラス所得比例給付<支給期間6カ月>)を支払い、またそれを利用できない者やそれだけでは不十分な者に対して補足給付(期限なしの公的扶助)を支給している。(ii) 一方、フランスの制度はこの3国の中で最も複雑で、これまで労使の団体協約にもとづく失業給付制度と失業扶助との2本立になっていた。そして、その後の改正で前者の強制化が徐々に進み、定額給付<支給期間1~3年、3カ月以降ミーンズ・テスト付>と所得比例給付<支給期間3カ月~2年>を組み合わせた制度へと発展している。しかし、以上はいずれも社会保険の加入者だけに支給されるもので、これらの給付を使い果たしてしまった者は、社会保健省、家族手当金庫、生活保護局などに申請して期限付きの公的扶助を受ける以

外に道はない。(iii)次に、西ドイツでは前職賃金の68%を保障する失業保険給付<支給期間3カ月~1年>によってまず失業者を救済し、それを使い切ってしまった者に対して失業扶助(期限なし。前職賃金の58%を保障)を支給している。しかし、フランス同様、これらはいずれも社会保険に加入していることがその支給の条件であり、それ以外の場合はミーンズ・テスト付の社会扶助が適用される。

ところで、これらの失業給付のうち、社会保険によるものは、新卒の失業者や職場に復帰しようとする主婦などには利用できず、また長期失業者の場合にはそれを使い果たしてしまっているのが普通である。したがって、そうした人々は失業扶助に頼るか、生活保護に頼るか、いずれかを選択せざるをえない。だが、冒頭でも述べたように、その利用状況は各地域で次のように大きく異なっている。

(i)まず、ブリストルでは補足給付が失業者のあいだで広く普及している。実際1年以上の長期失業者の90%が補足給付を受けている。その結果、失業者は貧困線スレスレの状態生活しているもの、「最貧困世帯」に陥ることを免れている。(ii)一方、ザールブリュッケンでは失業保険と失業扶助がともに前職賃金を基準に支給されるため、これまで賃金の非常に低かった者は貧困世帯に陥らざるをえない。そして、低所得者には社会扶助が用意されているが、その支給資格は厳格であるため、実際貧困状態にある者のうちそれを受給している者はわず

か五分の一にすぎない。(iii)またランスの場合には、失業保険給付そのものの支給手続きが複雑で、数カ月間失業中であるにもかかわらずそれを受けていない者がおり、またその支給は期限つきであるので、多くの者は公的扶助に頼らざるをえない。しかし、フランスの扶助制度は乱立しており、貧困層が単に貧困であるという理由で長期にわたって財政的援助をうけることができる一般的な公的扶助制度は存在しない。したがって、ランスの失業者は「最貧困世帯」に陥る者がこの3地域の中で最も多くなっている。

## IV

続く第6章では、失業者世帯以外に貧困発生率の高い障害者世帯、片親世帯、大家族、退職者世帯を取り上げ、それらの世帯に対する所得保障制度の有効性をそれぞれ検討している。ここでの結論は、

(i)社会保険に立脚する障害給付が就労経験のない障害者や職歴の短い障害者の救済にあまり役立っておらず、むしろかれらの生活水準を決定する上でその鍵を握っているのが公的扶助制度であること、(ii)また離婚や別居、未婚の母の増加によって片親世帯がこのところ増加する傾向にあるが、その場合も世帯主が職に就いているどうか片親世帯の生活水準を左右し、保育施設の完備やパートタイム就労の促進が貧困撲滅策として有効であることである。(iii)さらに大家族が貧困発生原因のひとつであることは今日も変わらないが、大変興味深いこと

にその傾向はこれまで家族給付に最も力を入れてきたといわれるフランスにおいて顕著である。そして、その原因が大家族と貧困との共存を助長しやすい家族給付制度そのものの性格にあることを指摘している。(IV)そしてさらに、退職者世帯について言及し、複数の制度のもとで小額の年金を受け取っているランスや所得比例年金が普及していないブリストルにおいて退職者世帯の貧困発生率が高いことを明らかにし、他方退職年金が充実しているザールブリュッケンにおいて退職者世帯は一般世帯とほぼ同水準の生活を送っていることを報告している。

## V

そして第7章では失業者世帯を含めた貧困世帯一般が被る(i)住宅、(ii)消費生活、(iii)レジャー、(iv)社交といった各種の社会的不利益を取り上げ、最後に第8章において、本調査結果のもつ政策的インプリケーションについて触れている。著者らが本調査結果から引き出した結論は、(i)「貧困世帯」というものが実は「失業者世帯」、「障害者世帯」、「片親世帯」、「大家族世帯」、「退職者世帯」からそれぞれなる複合体であり、それは今日も先進資本主義社会の中で根強く存在し、(ii)この「貧困」を撲滅する上で社会保障制度はこれまで大きな力を発揮してきたが、それは本来稼得収入にとって代わることはできず、(iii)とくにこの大量失業の時代には、

社会保険に立脚する社会保障制度の「防貧機能」は大きく低下する危険があるというものである。(iv)したがって、何よりも有効な雇用政策を早急に実施する必要があると彼らは述べている。ここでかれらが具体的に提案しているものは、職業訓練制度と補助金雇用とを組み合わせた若年失業対策であり、また先に述べたように保育施設の完備やパートタイム就労の機会を拡大して婦人の就労を図る政策である。さらにかれらは、不必要に高齢失業者を増加させるよりもむしろ、早期退職制度を導入して若年失業者のために新しい雇用の場を確保することが重要であると指摘している。

## VI

以上が本書のおおよその内容であるが、最後に二、三のコメントを加えておきたい。

(i)まず、本調査が実施された1979年以降、ヨーロッパ諸国は保守党政権の登場によってその失業率は一段と高まる傾向にある。そしてそれとともに、この失業問題に社会保障制度を通じて事後的に対処する政策に代えて、これまでの労働市場政策を拡大して失業予防に力を入れはじめている。例えば、イギリスでは、失業保険の給付額を大幅に引き下げる一方で、若年失業者に対する各種の労働市場政策が積極的に続けられている。また早期退職制度は、公的年金制度の繰り上げ受給という形をとるかどうにかかわらず、ここで取り上げられている3カ国

いずれにおいてもそれぞれ導入されている。しかし、それが果たして雇用機会の拡大につながったかどうかは疑問であり、またヨーロッパ諸国では早期退職制度の導入によって年金給付費をはじめとする社会保障費の膨張が生じていることも見逃せない。したがって、貧困撲滅のために雇用政策が有効であるとする考えは注目に値するが、そうした政策にもそれ相応の犠牲がたえずつきまとうことは忘れてはならないだろう。

(ii) 一方、冒頭でも述べたように、本書はヨーロッパ諸国を現在襲っている失業の嵐が単に一時的なものではなく、産業構造・就業構造の大きな転換を伴う長期的なものであるとの認識に立って、現代の福祉政策の有効性を再検討しようと

するものである。この意味で、本書は失業水準のいまだ低いわが国にも共通する問題提起を含んでいよう。特に現在、わが国ではME化・サービス経済化に伴い、就業形態の多様化（パートタイム労働者、派遣労働者の増加）が進んでいる。そしてそれは、安定した雇用関係のもとでキャリアの中断なく長期にわたって働く労働者を想定して設計されている社会保険を中心にした今日の社会保障制度の前提を覆す動きとなりかねない危険性をはらんでいる。したがって、大量失業の時代を迎えてヨーロッパの社会保障制度が直面している問題は、今後のわが国の福祉政策を考えていく上で必ず参考になるはずである。

# 海外社会保障関係文献目録

1986年4月～6月 社会保障研究所図書室受入分

## 社会保障・社会政策一般

Armour, Philip K.: Coughlin, Richard M.

Social control and social security: theory and research on capitalist and communist nations. *Soc. Sci. Q.* 66(4) Dec. 1985, p. 770-88.

Bean, Philip: Ferris, John: Whyne, David ed.

In defence of welfare. London, Tavistock, 1985, xx, 282 p. 22cm. Social science paperback.

Beveridge, Janet

Beveridge and his plan. London, Hodder and Stoughton, 1954, 239 p. illus. 21cm.

Blackstone, Tessa

Social policy and administration in Britain: a bibliography. London, F. Pinter, 1975, 130 p. 22cm.

Doron, Abraham

The Israeli welfare state at crossroads. *J. of Soc. Poli.* 14(4) Oct. 1985, p. 513-25.

Dumont, Jean-Pierre

L'évolution de la Sécurité sociale dans le monde en 1984. *Rev. franç. des Affaires soc.* 40(1) jan.-mars 1986, p. 151-76.

Forder, Anthony et al.

Theories of welfare. London, RKP, 1984, viii, 260 p. 22cm.

Gt. Brit.

Social security appeal tribunals: a guide to procedure. London, HMSO, 1985, viii, 96 p. 21cm.

Gt. Brit. Dept. of Health and Social Security

Social security research: taking up a means-tested benefit. The process of claiming family income supplement. London, HMSO, 1983, vii, 265 p. 25cm.

Gt. Brit. Secretary of State for Social Services.  
Reform of social security V.1

Reform of social security V.2: programme for change.

Reform of social security V.3: background papers. London, HMSO, 1985, 3v. 30cm. (Cmnd. 9517-19)

ISSA. General Assembly, 21st, Geneva, Oct. 1983. (Report VIII-IX)

The relationship between family allowances and family incomes. Reporter: B. Fragonard (Fr.). 46 p. (Report VIII)

Family benefits for special purposes. Reporter: R. Arias Perez (Colombia). 34 p. 30cm.

(Report XX-XXI)

Problems relating to the introduction of unemployment insurance schemes in developing countries. Reporter: S.A. Wandner (U.S.). 60 p. (Report XX)

Employment and protection against unemployment for immigrants. Reporter: M. Andre (Belgium). 126 p. 30cm.

ISSA. Regional Office for Asia & Oceania

Report of the Asian Regional Round Table Meeting on Pensions Protection, Istanbul, Sept. 1984. *Social Security Documentation: Asian series #9* 1986.

- Kahn, Arthur L.  
Characteristics of supplemental security income recipients, December 1984. *Soc. Sec. Bull.* 49(4) Apr. 1986, p. 5-11.
- Kessler, Denis  
Sur les fondements économiques de la Sécurité sociale. *Rev. franç. des Affaires soc.* 40(1) jan.-mars 1986, p. 97-113.
- Kirp, David L.  
The California work/welfare scheme (Poverty, welfare & workfare). *Pub. Interest* (83) Spring 1986, p. 34-48.
- Lai, Kwok Loyd (Malaysia)  
The development of computer systems in the administration of social security: the Malaysian experience. *Internat. Soc. Sec. Rev.* 39(1) 1986, p. 24-37.
- Lucas, Michel et al.  
La protection sociale complémentaire. *Droit soc.* (4) avr. 1986, p. 277-367.
- Mercereau, François et al.  
Sur le nouveau Code de la Sécurité sociale. *Droit soc.* (3) mars 1986, p. 243-75.
- Pacolet, Jozef  
Sécurité sociale et impôt des personnes physiques. *Rev. belge de Séc. soc.* 27(8) août 1985, p. 679-714.
- Parrott, Alec L.  
The system that lost its way: social security reform in the United Kingdom. *Internat. Labour Rev.* 124(5) Sept.-Oct. 1985, p. 545-58.
- Pretot, Xavier (La chronique de)  
Le financement de la Sécurité sociale: jurisprudence récente en matière de cotisations. *Droit soc.* (2) fév. 1986, p. 164-74.
- Rice, Patricia G.  
Juvenile unemployment, relative wages and social security in Great Britain. *Econ. J.* 96(382) June 1986, p. 352-74.
- Robinson, Ray  
Restructuring the welfare state: an analysis of public expenditure, 1979-1984. *J. of Soc. Poli.* 15(1) Jan. 1986, p. 1-21.
- Room, Graham  
Cross-national innovation in social policy: European perspectives on the evaluation of action-research. London, M. 1986, ix, 155 p. 23cm.
- Rowell, M.S.: Wilton, A.M.  
Supplementary Benefit and the Green Paper. *J. of Soc. Welfare Law* Jan. 1986, p. 14-31.
- Seidman, Laurence S.  
A Phase-down of social security: the transition in a life cycle growth model. *Nat. Tax J.* 39(1) Mar. 1986, p. 97-107.
- Social Security Admin. Off. of Legislat. & Regulatory Policy  
A study of the implementation of earnings sharing in the U.S.' social security system. *Internat. Soc. Sec. Rev.* 38(4) 1985, p. 367-77.
- Social security programs in the United States. *Soc. Sec. Bull.* 49(1) Jan. 1986, p. 5-59.
- Tibaudin, Ricardo J.  
Social security for self-employed workers in Latin America. *Internat. Soc. Sec. Rev.* 38(4) 1985, p. 396-417.
- Ungerson, Clare ed.  
Women and social policy: a reader. London, M. 1985, x, 278 p. 23cm. Women in society.
- Weale, Albert et al.  
Lone mothers, paid work and social security. London, Bedford Square Pr., 1984, 195 p. 21cm. Occasional papers on social administration 77.

## 社会保険

- Adams, James D.  
Equilibrium taxation and experience rating in a federal system of unemployment insurance. *J. of Pub. Econ.* 29(1) Feb. 1986, p. 51-77.
- Allen, Steven G. et al  
Postretirement adjustments of pension benefits. *J. of Human Resources* 21(1) Winter 1986, p. 118-137.
- Barry, Norman P.  
The state, pensions and the philosophy of welfare. *J. of Soc. Poli.* 14(4) Oct. 1985, p. 467-90.
- Bartrip, P.W.J.  
Beveridge, workmen's compensation and the alternative remedy. *J. of Soc. Poli.* 14(4) Oct. 1985, p. 491-511.
- Blau, David M.: Robins, Philip K.  
Job search, wage offers, and unemployment insurance. *J. of Pub. Econ.* 29(2) Mar. 1986, p. 173-97.
- Clark, Robert L.: McDermid, Ann A.  
Earnings and pension compensation: the effect of eligibility. *Q. J. Econ.* 101(2) May 1986, p. 341-61.
- Creedy, John: Disney, Richard  
Social insurance in transition: an economic analysis. Oxford, Clarendon Press, 1985, xi, 242 p. 23cm.
- De Clerck, Jan C.A.  
Demande de pension dans le régime des travailleurs salariés (Chronique de jurisprudence). *Rev. belge de Séc. soc.* 27(8) août 1985, p. 721-35.
- Goeschel, Albrecht  
Spannungen zwischen globaler Arbeitszeitpolitik und regionaler Finanzierungsbasis der sozialen Krankenversicherung. *Soz. Fortschritt* 35(4) Apr. 1986, p. 85-90.
- GVG-Argumente zur Grundrente (Rentenproblematik). *Arbeit & Sozialpolitik* 40(4) Apr. 1986, p. 99-104.
- Haverkate, Gorg  
The state and the social insurance system, after 100 years of statutory accident insurance. *Internat. Soc. Sec. Rev.* 38(4) 1985, p. 418-30.
- Inman, Robert P.  
Appraising the funding status of teacher pensions: an econometric approach. *Nat. Tax J.* 39(1) Mar. 1986, p. 21-33.
- Kingston, Jerry L. et al.  
Unemployment insurance overpayments: evidence and implications. *Indust. & Lab. Rel. Rev.* 39(3) Apr. 1986, p. 323-326.
- Landenberger, Margarete  
Arbeitsmarkt und soziale Sicherung: Forschungsstand und Forschungsbedarf. *Soz. Fortschritt* 35(4) Apr. 1986, p. 79-85.
- Le Tallec, Georges  
Quel juge pour l'accident de trajet? *Droit soc.* (2) fév. 1986, p. 158-63.
- Leigh, J. Paul  
Unemployment insurance and the duration of unemployment: the case for reciprocal effects. *J. of Post Keynesian Econ.* 8(3) Spring 1986, p. 387-99.
- Ludwig, Karl  
Von der Qual der Wahl- Altes oder neues Rentenrecht für Hinterbliebene?— *Rentenversicherung* 27(4) Apr. 1986, p. 66-70.
- Mouyema, H.D.E.-K.  
The status of activities concerning girls, young women & mothers in the progr. of health & soc. measures of the N.S.I.F. of Cameroon. *Internat. Soc. Sec. Rev.* 38(4), p. 378-86.

- National Federation of Health Insurance Societies-Kemporen (Japan)  
Trends and prospects for the medical care security system in Japan. *Internat. Soc. Sec. Rev.* 39(1) 1986, p. 38-51.
- Pampel, Fred C.; Williamson, John B.  
Age structure, politics, and cross-national patterns of public pension expenditures. *Amer. Sociolo. Rev.* 50(6) Dec. 1985, p. 782-99.
- Pavard, Francis (France)  
Electronic data-processing and old age insurance: the experience of the general scheme in France. *Internat. Soc. Sec. Rev.* 39(1) 1986, p. 3-13.
- Price, Daniel N.  
Workers' compensation: coverage, benefits, and costs, 1983. *Soc. Sec. Bull.* 49(2) Feb. 1986, p. 5-11.
- Rohrlach, H.-J. (FRG)  
Protection of privacy and security measures in data-processing. *Internat. Soc. Sec. Rev.* 39(1) 1986, p. 14-23.
- Ron, Aviva (Israel)  
Government participation in social security health insurance budgets. *Internat. Soc. Sec. Rev.* 39(1) 1986, p. 52-63.
- Simonenko, G.S.  
Material benefits & services provided to workers in the USSR by social insurance in case of temporary incapacity for work. *Internat. Soc. Sec. Rev.* 38(4) 1985, p. 387-95.
- St. Louis, Robert D. et al.  
Reported vs. actual job search by unemployment insurance claimants. *J. of Human Resources* 21(1) Winter 1986, p. 92-117.
- Thiede, Reinhold  
Alternativprojekte und Krankenversicherung. *Soz. Fortschritt* 35(3) Marz 1986, p. 57-64.
- 社会福祉
- Arnott, Richard J.; Gersovitz, Mark  
Social welfare underpinnings of urban bias and unemployment. *Econ. J.* 96(382) June 1986, p. 413-24.
- Barber, Gerard  
Correlates of job satisfaction among human service workers. *Admin. in Soc. Work* 10(1) Spring 1986, p. 25-38.
- Biche, B.  
Le service social-un mixte ou feminin? *Service soc. dans le Monde* 44(4) déc. 1985, p. 16-22.
- Deiningner, Dieter  
Sozialhilfeempfänger 1984. *Wirtschaft & Statistik* 2/1986, p. 136-42.
- Dixon, John E.; Kim, Hyung Shik ed.  
Social welfare in Asia. London, C. Helm, 1985, xiii, 411 p. 23cm.
- Gt. Brit. Social Services Committee, House of Commons Sess, 1983-84  
Public expenditure on the social services: 4th report from the S.S.C. London, HMSO, 1984, xlv, 191 p. 25cm.
- Hammoud, Hassan R.  
The impact of technology on social welfare in Kuwait. *Soc. Ser. Rev.* 60(1) Mar. 1986, p. 52-69.
- Jones, Kathleen  
Eileen Youngusband: a biography. London, Bedford Square Pr., 1984, iv, 122 p. 21cm. Occasional papers on social administration 76.

- Lindsey, Lawrence B.  
The Effect of the President's tax reform proposal on charitable giving. *Nat. Tax J.* 39(1) Mar. 1986, p. 1-12.
- Neseker, Herbert  
Absicherung des Risikos der Pflegebedürftigkeit: Zum aktuellen Stand der Diskussion beim europäischen Schlusslicht. *Nachrichten Dienst* 66(4) Apr. 1986, p. 158-79.
- Pithyachariyakul, Pipat  
Exchange markets: a welfare comparison of market maker and Walrasian systems. *Q. J. Econ.* 101(1) Feb. 1986, p. 69-84.
- Pope, Rex; Pratt, Alan; Hoyle, Bernard ed.  
Social welfare in Britain 1885-1985. London, C. Helm, 1986, viii, 266 p. 23cm.
- Schellhorn, Walter  
Geschäftsbericht des Deutschen Vereins 1984/1985. *Nachrichten Dienst* 66(1) Jan. 1986, p. 1-42.
- Stewart, Gill; Stewart, John compl.  
The social services bibliography 1980-1985 3d ed. Lancaster, Univ. Lancaster, Dept. of Soc. Admin., 1985, 202 p. 30cm.
- Sze, William C.; Ivker, Barry  
Stress in social workers: the impact of setting and role. *Soc. Casework* 67(3) Mar. 1986, p. 141-48.
- Wetzel, Janice Wood  
A Feminist world view conceptual framework. *Soc. Casework* 67(3) Mar. 1986, p. 166-73.
- 高齡者問題
- Golant, Stephen M.  
Subjective housing assessments by the elderly: a critical information source for planning and program evaluation. *The Gerontologist* 26(2) Apr. 1986, p. 122-27.
- Guillemard, Anne-Marie  
The social dynamics of early withdrawal from the labour force in France. *Ageing & Soc.* 5(4) Dec. 1985, p. 381-412.
- Kremer, Yael  
Parenthood and marital role performance among retired workers: comparison between pre- and post-retirement period. *Ageing & Soc.* 5(4) Dec. 1985, p. 449-60.
- Nofz, Michael P.  
Social services for older rural Americans: some policy concerns. *Soc. Work* 31(2) Mar.-Apr. 1986, p. 85-91.
- Sheehan, Nancy W.  
Informal support among the elderly in public senior housing. *The Gerontologist* 26(2) Apr. 1986, p. 171-75.
- Uhlenberg, Peter; Salmon, Mary Anne P.  
Change in relative income of older women, 1960-1980. *The Gerontologist* 26(2) Apr. 1986, p. 164-70.
- U.N. Dept. of Internat. Econ. & Soc. Affairs  
The world aging situation: strategies and policies. New York, United Nations, 1985. viii, 301 p. 28cm.
- 保健・医療
- Andersen, N.A.  
Primary care in Australia. *Internat. J. of Health Services* 16(2) 1986, p. 199-212.
- Arnett, III, Ross H. et al.  
Projections of health care spending to 1990. *Health Care Financing Rev.* 7(3) Spring 1986, p. 1-36.
- Bishop, Christine E.  
Living arrangement choices of elderly singles: effects of income and disability. *Health Care Financing Rev.* 7(3) Spring 1986, p. 65-73.

- Cromwell, Jerry et al.  
Impacts of economic and programmatic changes on medicaid enrollments. *Rev. of Econ. & Statist.* 68(2) May 1986, p.232-40.
- Culler, Steven D.: Ohsfeldt, Robert L.  
The determinates of the provision of charity medical care by physicians. *J. of Human Resources* 21(1) Winter 1986, p. 138-156.
- Dept. of Health & Social Security: Fowler, Norman  
The Health Service in England: helping more patients today- planning for the patients of tomorrow. *Internat. J. of Health Services* 16(2) 1986, p. 293-97.
- Floge, Liliane: Merrill Deborah M.  
Tokenism reconsidered: male nurses and female physicians in a hospital setting. *Soc. Forces* 64(4) June 1986, p. 925-47.
- Gerking, Shelby: Stanley, Linda R.  
An Economic analysis of air pollution and health: the case of St. Louis. *Rev. of Econ. & Statist.* 68(1) Feb. 1986, p. 115-121.
- Guterman, Stuart: Dobson, Allen  
Impact of the Medicare prospective payment system for hospitals. *Health Care Financing Rev.* 7(3) Spring 1986, p. 97-114.
- Haglund, Claudia L. et al.  
Out-of-plan use by Medicare enrollees in a risk-sharing health maintenance organization. *Health Care Financing Rev.* 7(2) Winter 1985, p. 39-49.
- Liu, Korbin et al.  
Home Care expenses for the disabled elderly. *Health Care Financing Rev.* 7(2) Winter 1985, p. 51-58.
- McDevitt, Ronald: Buczko, William  
Medicaid program characteristics and their consequences for program spending. *Health Care Financing Rev.* 7(2) Winter 1985, p. 1-29.
- McMillan, Alma et al.  
Trends in physician assignment rates for Medicare services, 1968-85. *Health Care Financing Rev.* 7(2) Winter 1985, p. 59-75.
- Radical Statistics Health Group  
Unsafe in their hands: health service statistics for England. *Internat. J. of Health Services* 16(2) 1986, p. 298-308.
- Riley, Gerald et al.  
Changes in distribution of Medicare expenditures among aged enrollees, 1969-82. *Health Care Financing Rev.* 7(3) Spring 1986, p. 53-63.
- Sanders, David: Carver, Richard  
The struggle for health: medicine and the politics of underdevelopment. London, M. 1985. xiv, 232 p. 25cm.
- Siminoff, Laura  
Competition and primary care in the United States: separating fact from fancy. *Internat. J. of Health Services* 16(1) 1986, p. 57-69.
- Starfield, Barbara  
Primary care in the United States. *Internat. J. of Health Services* 16(2) 1986, p. 179-98.
- Stoddart, Greg L. et al.  
Tobacco taxes and health care costs: Do Canadian smokers pay their way? *J. of Health Econ.* 5(1) Mar. 1986, p. 63-80.
- Sulvetta, Margaret B.: Holahan, John  
Cost and case-mix differences between hospital-based and freestanding nursing homes. *Health Care Financing Rev.* 7(3) Spring 1986, p. 75-84.
- Torrance, George W.  
Measurement of health state utilities for economic appraisal: a review. *J. of Health Econ.* 5(1) Mar. 1986, p. 1-30.

- Wan, Thomas T.H.: Broida, Joel  
Socio-medical determinants of hospital utilization in Quebec, Canada, 1970-1975. *Internat. J. of Health Services* 16(1) 1986, p. 43-55.
- 雇用と失業**
- Die Bedeutung von Mindestlöhnen in einzelnen Industrieländern (Sozialpolitik). *Arbeit & Sozialpolitik* 40(4) Apr. 1986, p. 125-29.
- Dilts, David A. et al.  
Getting absent workers back on the job: analytical approach. Westport, Conn., Quorum, 1985. x, 164 p. 25cm. Quorum books.
- Green, Francis et al.  
Unequal fringes: fringe benefits in the U.K. London, Bedford Square Pr., 1984. 130 p. 21cm. Occasional papers on social administration 75.
- Iams, Howard M.  
Employment of retired-worker women. *Soc. Sec. Bull.* 49(3) Mar. 1986, p. 5-13.
- Richards, John: Carruth, Alan  
Short-time working and the unemployment benefit system in Great Britain. *Oxford Bull. of Econ. & Statist.* 48(1) Feb. 1986, p. 41-59.
- 貧困問題**
- Danziger, Sheldon: Plotnick, Robert D.  
Poverty and policy: lessons of the last two decades. *Soc. Ser. Rev.* 60(1) Mar. 1986, p. 34-51.
- Ellwood, David T.: Summers, Lawrence H.  
Is welfare really the problem? (Poverty, welfare & workfare). *Pub. Interest* (83) Spring 1986, p. 57-78.
- Novak, Michael: Green, Gordon  
Poverty down, inequality up? (Poverty, welfare & workfare). *Pub. Interest* (83) Spring 1986, p. 49-56.
- Pechman, Joseph A.  
The rich, the poor, and the taxes they pay. Brighton, Wheatsheaf, 1986. xvi, 317 p. 25cm.
- Townsend, Peter  
Why are the many poor? *Internat. J. of Health Services* 16(1) 1986, p. 1-32.
- Veit-Wilson, J.H.  
Paradigms of poverty: a rehabilitation of B.S. Rowntree. *J. of Soc. Poli.* 15(1) Jan. 1986, p. 69-99.
- Williams, David W.  
Poverty and unemployment traps and trappings. *J. of Soc. Welfare Law Mar.* 1986, p. 96-107.
- 統計類**
- BRD. Bundesminister für Arbeit und Sozialordnung.  
Sozialbericht 1983. Stuttgart. Kohlhammer, 1984. 134 p. 30cm.
- DDR. Staatlichen Zentralverwaltung für Statistik.  
Statistisches Jahrbuch 1985 der DDR. 30. Jahrg. Berlin. Staatsverlag der DDR. 1985. 1v. 24cm.
- Gt. Brit. Central Statistical Office.  
Annual abstract of statistics No. 122 1986 ed. London, HMSO, 1986. x. 340 p. 30cm.  
Statistical abstract for the United Kingdom in each of the last 15 years from 1871-1885. London, HMSO, 1886, 199 p. 21 x 30cm. Facsim. ed. of the 1886.
- Gt. Brit. Central Office of Information.  
Britain 1986: an official handbook. London, HMSO, 1986. 455 p. 24cm.

Gt. Brit. Central Statistical Office.  
Social trends #16 1986 ed. London,  
HMSO, 1986. 222 p. 30cm.

Gt. Brit. Department of Health and Social  
Security.  
Health and personal social services statistics  
for England 1985 ed. London, HMSO,  
1985. 157 p. 30cm.

#### ILO

Year book of labour statistics 1985, 45th  
issue. Geneva, ILO, 1985. xv, 951 p. 30cm.

Japan. Health and Welfare Statistics Associa-  
tion.

Health and welfare statistics in Japan 1986.  
Tokyo, Kousei Tokei Kyokai, 1986. 175 p.  
21cm. Tr. of 厚生統計要覧

#### UNESCO

Statistical yearbook 1985. Paris, Unesco,  
1985. 1v. 30cm.

#### U.N. ESCAP

Statistical yearbook for Asia and the  
Pacific 1983. Bangkok. ESCAP. 1985. xxvi,  
629 p. 30cm. ST/ESCAP/285.

U.S. Dept. of Commerce/Bureau of the Census  
Statistical abstract of the United States  
1986 106th ed. Washington, DC, 1985.  
xxviii, 985 p. 24cm.

#### その他

Arrow, Kenneth J.: Intriligator, Michael D. ed.  
Handbook of mathematical economics v. 3.  
Amsterdam, N.H., 1986, xvii, 1074-1519 p.  
25cm. Handbooks in economics 1.

Hughes, Gordon A.: Heal, Geoffrey Martin ed.  
Public policy and the tax system. London,  
G. Allen & Unwin, 1980. 228 p. 23cm.

#### OECD

Living conditions in OECD countries: a  
compendium of social indicators. Paris,  
OECD, 1986. 165 p. 27cm. OECD Social  
policy studies #3.

Popplestone, Gerry

Social issues in British society. London,  
Heinemann, 1985. xiv, 225 p. 22cm.

Wilkinson, Margaret

Tax expenditure and public expenditure in  
the UK. *J. of Soc. Poli.* 15(1) Jan. 1986,  
p. 23-49.